# 高齢者虐待防止支援マニュアル

改 訂 版

本県では、平成 15 年 8 月に、「高齢者虐待に関するアンケート調査」を実施し、 その結果、高齢者虐待と思われる数多くの事例が報告され、また、高齢者に関わっ ている方々の高齢者虐待に対しての認識が同じではなく、その対応に苦慮している 実態も明らかになりました。

これを受けて、高齢者虐待とはなにかなど、高齢者虐待に関する共通認識をもち、高齢者虐待を早期に発見するためのサインや相談窓口、関係機関のネットワークのあり方をはじめ、高齢者や介護者に適切な対応をおこなうための参考としていただくために、平成17年3月に「高齢者虐待防止・支援マニュアル」を作成しました。平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(「高齢者虐待防止法」)の施行により、第一義的には市町村が責任を有する主体と位置づけられることとなり、介護保険法の改正と相まって、高齢者虐待防止は新しい第一歩を踏み出すこととなりました。

このように高齢者虐待対応を巡る状況が大きく変わる中、本県では、高齢者虐待対応の一翼を担う地域包括支援センターが平成 19 年 4 月に全市町村に計 58 箇所設置されるなど、高齢者虐待対応の環境整備が進められて参りましたが、法施行後2 年を経てなお、処遇困難事例等への対応、専門的相談・支援体制の整備の遅れなど、高齢者虐待対応の課題は少なくありません。

これらを踏まえ、県では、市町村や地域包括支援センター等の高齢者虐待の防止、 高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を 推進するため、新たに「高齢者虐待防止・支援マニュアル」を新制度に対応したも のに改訂することとしました。

言うまでもなく、高齢者虐待は高齢者の人権を侵す重大な人権侵害であり、高齢の の尊厳の保持の 高齢者虐待を防止することは当然の責務でもあります。

本書を多くの方に活用していただき、高齢者虐待の防止・対応に、また、高齢者 高防止に関わる方々の参考として、少しでも役立つことができれば幸いです。

平成21年3月

青森県健康福祉部高齢福祉保険課長 大 池 謙 一

# 目 次

## はじめに

<ul><li>1 アンケート調査の結果から</li><li>2 アンケート調査による虐待事例(主なもの)</li><li>3 高齢者虐待防止法制定の背景</li></ul>	
2 アンケート調査による虐待事例 (主なもの)	
3 高齢者虐待防止法制定の背景	
4 高齢者虐待防止法における高齢者虐待の定義	
高齢者虐待の概念図	
5 高齢者虐待の起こる背景	
家庭内の高齢者虐待のタイプ別表	
	5
1 身体的暴力による虐待のサイン	
2 心理的障害を与える虐待のサイン	
3 性的暴力による虐待のサイン	
4 経済的虐待のサイン	•
5 介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢による虐待(自己放任含む)のサ	ナイン
6 家族の状況に見られるサイン	
7 地域からのサイン	
8 その他のサイン	
Ⅲ 高齢者虐待相談から援助までの流れ(モデル)	8
1 養護者による高齢者虐待	
2 養介護施設従事者等による高齢者虐待	
IV 虐待への対応 ····································	10
1 介入対応の内容	
2 被虐待高齢者自身への援助	
3 家族(虐待者あるいは虐待予備者)への援助	
4 虐待対応で留意すべき点	
	12
1 士町社工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	
1 市町村及び関係機関が積極的な対策・対応を実施する 高齢者虐待防止ネットワーク構築の例	
高齢者虐待への意識を高める	
2 同師有信付への思識を同める 3 虐待のサインを見逃さない	
4 認知症高齢者についての知識を普及する	
- Market Addition - A - Market and MA V.	
VI 虐待事例紹介	14

## 参考資料

0	市町村高齢者虐待相談窓口一覧(地域包括支援センターを含む)	25
0	成年後見制度	
0	日常生活自立支援事業(あっぷるハート)	30
0	老人福祉法の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
0	地域包括支援センターの役割と市町村との関係	
$\circ$	市町村が高齢者虐待対応協力者に委託できる事務・委託できない事務	
$\circ$	法律に基づく権限の一覧	
0	関係機関	
	· 福祉事務所······	
	· 保健所······	
	<ul><li>・ 心配ごと相談所・ふれあい相談所</li></ul>	
	· 交通事故相談······	
	· 警察安全相談······	40
	ID M III G Y /	40
	・ 法テラス青森(日本司法支援センター青森地方事務所)	41
	・ 常設人権相談所(青森地方法務局・支局内)	42
	・ 青森地方裁判所・家庭裁判所・青森県内の簡易裁判所	43
	· 青森県弁護士会	
	· 社団法人 青森県社会福祉士会·······	
	· 青森県司法書士会	43
0	関係法令	
	・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	
	· 同施行規則······	
	· 老人福祉法(関係部分抜粋)	
	・ 介護保険法(同上)	55
	· 警察官職務執行法(同上)	57
	· 刑事訴訟法(同上) ····································	
0	平成 19 年度高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果	
0	引用・参考文献	77

## ■ 高齢者虐待とはなにか

## 1 アンケート調査の結果から

本県では、平成15年8月に759カ所の関係機関を対象に高齢者の家庭内虐待に関するアンケート調査を実施したところ、464機関から272件の事例報告がありました。

調査結果をみると、虐待の種別では、「放任」が最も多く、次いで「心理的虐待」、「身体的虐待」 の順になっており、虐待者は「息子」、「息子の配偶者」が多くなっています。

また、虐待の原因として考えられることは、「介護の精神的疲労・ストレス」が一番多く、次に「高齢者との過去の人間関係」、「経済状態が悪い」の順になっています。

この調査結果は、平成 15 年 11 月に国が実施した「家庭内における高齢者虐待に関する調査」の結果と、ほぼ同様の傾向となっています。

なお、今回の調査は、虐待や権利侵害の事例に接する機会の多い方などを対象としたアンケート 調査であり、具体的に高齢者や介護者に確認したものではないので、一つの傾向として捉えるべき 性格のものと認識しています。

## 2 アンケート調査による虐待事例(主なもの)

「頭を殴ったり、手をつねる」、「夜間のおむつ交換時、本人の拒否があったりすると手の甲や腕をつねる」、「介護者の意のとおりにならないと杖を振り上げたり、大声を上げたりして脅かす」、「おむつ交換をしない、不衛生、顔や足などに不自然なあざ」、「失禁状態であるが着替えなし、状態が悪化しても他人任せ」、「叩く、早く死ねという」、「食事を満足に食べさせない」、「一日中自室で過ごし、家族は無視、食事も自室でとる」、「おむつ交換しない」、「殴る、年金を勝手に使う」、「通帳、生命保険証書の持ち出し」などが報告されています。

## 3 高齢者虐待防止法制定の背景

高齢期になって介護や療養が必要になっても、可能な限り長く住み慣れた自宅に住み続けたい、 と多くの人が希望しています。

わが国では、伝統的に家族が高齢者を介護することが当然のこととされてきました。このような 価値観のもとでは、家族介護者は高齢者の介護を限界まで引き受けるという状況も少なからず見ら れました。

介護を社会が支える仕組みとして 2000 年(平成 12 年)に介護保険法が施行され、その利用が普及し、このような状況が緩和された面もありますが、高齢者の介護を家族に期待するところが大きいことは、依然として変わりません。

そして、世帯規模の縮小に伴う家族介護者の減少、介護力の低下、介護保険制度の普及によるケアマネジャーや訪問看護師の家庭状況の把握などにより、家族介護者による高齢者の虐待の問題が、我が国でも急速に表面化し、対策が必要とされるようになってきました。

高齢者虐待については、90年代半ばからいくつかの研究グループ、団体等による実態調査が行われ、警告、提言が行われてきました。2003年(平成15年)11月には財団法人医療経済研究・社会保健福祉協会の医療経済研究機構が「家庭内における高齢者虐待に関する調査」を実施するとともに、横須賀市や金沢市で高齢者虐待防止のモデル事業が実施されるなど、全国の自治体での取り

組みが広がりました。また、同年、日本高齢者虐待防止学会が設立されました。

これらの流れを受け、高齢者虐待防止のための法律の制定が必要であるとの社会的な認識が高まり、2005 年(平成17年)11 月、議員立法により「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、「高齢者虐待防止法」といいます。)が、公布され、2006 年(平成18年)4月から施行されることになりました。

## 4 高齢者虐待防止法における高齢者虐待の定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」とは65歳以上の者と定義されています。(高齢者虐待防止法第2条第1項)

また、高齢者虐待を「養護者による高齢者虐待」と、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けて次のように定義しています。

#### (1) 養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって、養介護施設従事者等以外のもの」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。

養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う次の行為とされています。

- ① 身体的虐待 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
- ② 介護・世話の放棄・放任 高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行 為の放置など、養護を著しく怠ること。
- ③ 心理的虐待 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷 を与える言動を行うこと。
- ④ 性的虐待 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ⑤ 経済的虐待 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者か ら不当に財産上の利益を得ること。

#### (2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う養護者による高齢者虐待と同様の行為です。

「養介護施設」又は「養介護事業」に該当するものは次のとおりです。

- ① 養介護施設
  - ア 老人福祉法に規定される老人福祉施設(地域密着型施設を含む)、有料老人ホーム
  - イ 介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、 地域密着型介護老人福祉施設、地域包括支援センター
- ② 養介護事業
  - ア 老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
  - イ 介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

#### (3) 高齢者虐待の捉え方と対応が必要な範囲

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を前述のように定義していますが、これらは広い意味での 高齢者虐待を「高齢者が他者から不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、 生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えた上で、高齢者虐待防止法の対象を規定し たものということができます。

また、介護保険制度の改正によって実施される地域支援事業(包括支援事業)として、市町村に対し、「高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業及びその他の高齢者の権利擁護のための必要な援助を行う事業」(介護保険法第115条の38第1項第4号)の実施が義務付けられています。

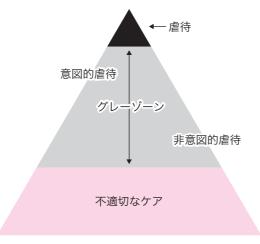
このため市町村は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判断しがたい事例であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります。

#### (4) 虐待と不適切なケア

高齢者虐待の定義は、高齢者虐待防止法では前述のとおりですが、具体的には、意図的なものや非意図的なものがあるとされています。これについて、大阪府の特別養護老人ホーム「フィオーレ南海」の柴尾慶次施設長は、犯罪としての意図的虐待のほか、意図はないが結果として虐待しているもの、また、不適切なケアが高齢者にとって虐待にあたるものであると述べています。関係者は高齢者虐待の法上の定義のほか、こうした具体的な内容についても十分配慮していく必要があります。

同氏は、意図的な虐待、非意図的な虐待、不適切なケアによる虐待について、ピラミッドのような三角形で分かりやすく説明しています。

#### 高齢者虐待の概念図



高齢者虐待の概念図

(大阪府「フィオーレ南海」柴尾慶次施設長作成)

## 5 高齢者虐待の起こる背景

虐待を受ける高齢者は、寝たきりになって身の回りができなくなったり、認知症による問題行動が見られたりするなど、重度の介護が必要な場合が多いと言われています。県の高齢者の家庭内虐待に関するアンケート結果を見ても、要介護度5が22.7%で最も高く、次いで要介護度4、要介護度3の順になっています。

また、その背景に介護の精神的疲労が第一にあげられています。このほか、家庭内における過去の人間関係や経済的なものなど、虐待の起こる背景は多用で複雑なものとなっています。

このような状況のもとで、東京医科歯科大学の高崎絹子教授は、家庭内で起きる高齢者虐待のタイプを次のように分類しています。

#### 家庭内の高齢者虐待のタイプ別表

区分	内 容	対応策
介護負担蓄積型	高齢介護者や共働き夫婦などでは、不慣れな、 負担の多い世話を継続することに疲れてし まったり、先行きに希望が持てない状況に陥 りやすい。 それらの不安や不満、疲労などのストレスを、 介護を受けている高齢者に向けてしまうタイ プ。	具体的な介護、家事援助サービスと、心理的 な支援や介護者の気分転換が重要。
力関係逆転型	子どものころ厳格な親に高圧的に育てられた 子ども、あるいは支配的な夫婦関係、嫁姑関 係があった場合などでは、高齢者の心身の衰 えや介護をきっかけとして、それまでの力関 係が逆転し、虐待行為にいたる例が多い。	介護負担を軽減するだけではなく、虐待者の 長い間のストレスや心のわだかまりを解放さ せるアプローチが必要。
支配関係持続型	力関係逆転型とは対照的に、長い間、親である高齢者が弱い立場に置かれ、被支配的な関係が継続していた場合、高齢者の心身の衰えにより支配と被支配の関係を増強していくタイプ。	可能なかぎり、高齢者自身の自覚を促すとと もに、何らかのきっかけを捉えて虐待者の自 覚を促し、持続した力関係を絶つようにする。
関係依存密着型	親子、夫婦の間の関係に多く見られるタイプ。 虐待者もその被害者もそれぞれのアイデン ティティが確立しておらず、いわゆる共依存 の関係が根底にあり、介護の負担が生じたこ とによって虐待の形を取ることが多い。	第三者の介入や介護サービスの導入を図ると ともに、家族それぞれの自立、自律を図るア プローチが必要。
精神的障害型	高齢者か虐待者のどちらかにアルコール依存 や精神障害、人格障害がある場合、虐待の状 況はより深刻になる。	専門病院などでの治療的アプローチとともに、担当スタッフだけでなく、家族・親族や 地域を含む支援のネットワークを広げること が必要。

# Ⅲ−虐待を早期に発見するポイント

一般的に高齢者虐待は家庭内という密室の中で行われることが多く、なかなか周りからは発見しにくいものです。

また、発見しにくい理由としては、虐待されている高齢者が家族をかばったり、虐待されてもその人の介護に依存せざるを得ず、自ら虐待の事実を訴えづらいとか、社会的対面や自尊心から沈黙することや、虐待者自身が自らの行為を虐待として認識していなかったり、外部への相談をためらったり、あるいは、相談窓口を知らないなどが考えられます。

虐待は決して許されるべき行為ではありません。しかし、過度の介護疲れや精神的負担、経済の困 窮など様々な要因で虐待を起こしてしまい、自責の念に苛まれている家族や介護者もいるものと思わ れます。このため、虐待を受け心身ともに追いつめられている高齢者を早期に発見し、高齢者への早 期支援が必要です。

高齢者福祉に携わる者の早期発見のポイントとしては、日頃から高齢者や家族(介護者)の発するサインを見逃さないようにすることです。

虐待が疑われる場合の高齢者の発する「サイン」としては、以下のものがあります。複数のものにあてはまると、疑いの度合いはより濃くなってきます。これらは例示ですので、この他にも様々な「サイン」があることを認識しておく必要があります。

ただし、これらのサインはあくまでも目安であり、数項目該当するからといって即座に虐待として 対応するのは大変危険であり、トラブルを起こしかねません。キズ、あざ等の事実に基づかない事例 については、慎重にあたるべきです。特に、高齢者本人からの訴えによるものについては、慎重に扱 う必要があります。

客観的に見て虐待が疑われ、調査・確認を要するものについては、関係機関や専門家等との連携により十分な検討を行い、対応することが必要になります。

## 1 身体的暴力による虐待のサイン

サイン例	チェック欄
身体に小さなキズが頻繁にみられる。	
大腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれがみられる。	
回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある。	
頭、顔、頭皮等にキズがある。	
臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。	
急におびえたり、恐ろしがったりする。	
「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。	
キズやあざの説明のつじつまが合わない。	
主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。	
主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまがあわない。	

## 2 心理的障害を与える虐待のサイン

サイン例	チェック欄
かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。	
不規則な睡眠(悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等)を訴える。	

身体を萎縮させる。	
おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。	
食欲の変化が激しく、摂食障害(過食、拒食)がみられる。	
自傷行為がみられる。	
無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。	

## 3 性的暴力による虐待のサイン

サイン例	チェック欄
不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。	
肛門や性器からの出血やキズがみられる。	
生殖器の痛み、かゆみを訴える。	
急に怯えたり、恐ろしがったりする。	
ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。	
主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。	
主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。	
睡眠障害がある。	
通常の生活行動に不自然な変化が見られる。	

## 4 経済的虐待のサイン

サイン例	チェック欄
年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える。	
自由に使えるお金がないと訴える。	
経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがらない。	
お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。	
資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。	
預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。	

## 5 介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢による虐待(自己放任含む)のサイン

サイン例	チェック欄
居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている。また異臭を放っている。	
部屋に衣類やおむつ等が散乱している。	
寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。	
汚れたままの下着を身につけるようになる。	
かなりのじょくそう(褥創)ができている。	
身体からかなりの異臭がするようになってきている。	
適度な食事を準備されていない。	
不自然な空腹を訴える場面が増えてきている。	
栄養失調の状態にある。	
疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。	

## 6 家族の状況に見られるサイン

サイン例	チェック欄
高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。	
高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。	
他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。	
高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。	
高齢者に対して過度に乱暴な聞き方をする。	
経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。	
保健、福祉の担当者と会うのを嫌うようになる。	

## 7 地域からのサイン

サイン例	チェック欄
自宅から高齢者本人や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴、物が投げられる音が聞こえる。	
昼間でも雨戸が閉まっている。	
庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相(草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ごみが捨てられている)を示している。	
郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない。	
電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している。	
気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。	
家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている。	
近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。	
配食サービス等の食事がとられていない。	
薬や届けたものが放置されている。	
道路に座り込んでいたり、徘徊している。	

## 8 その他のサイン

サイン例	チェック欄
通常の生活活動に不自然な変化がみられる。	
体重が不自然に増えたり、減ったりする。	
ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる。	
睡眠障害がみられる。	

# **Ⅲ - 高齢者虐待相談から援助までの流れ(モデル)** -

高齢者虐待への対応は、養護者による場合と養介護施設従事者等による場合とでは大きく異なりますが、いずれの場合も市町村が第一義的に対応することとされています。

虐待事例に早期かつ効果的に支援していくためには、相談窓口の明確化と地域の関係機関のネットワーク化が必要です。

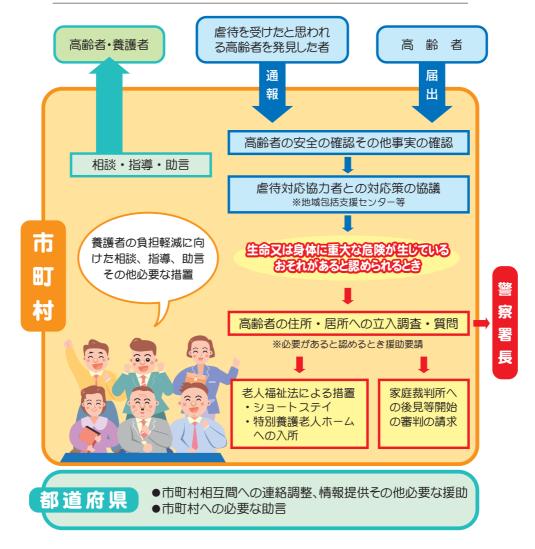
## 1 養護者による高齢者虐待

養護者から虐待を受けたと思われる高齢者を発見した方は、「高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、市町村に通報しなければなりません。」、「それ以外の場合は、市町村に通報するよう努めなければなりません。」とされています。

なお、通報・届出を受けた市町村においては、「高齢者の安全や通報・届出の事実確認のための措置を行う。」とされ、さらに、通報・届出した者の個人情報を保護するため、「高齢者の安全や通報・届出された方を特定させるものを漏らしてはならない。」とされています。

## 養護者による高齢者虐待の対応システム

※養護者とは…高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者をいいます。



## 2 養介護施設従事者等による高齢者虐待

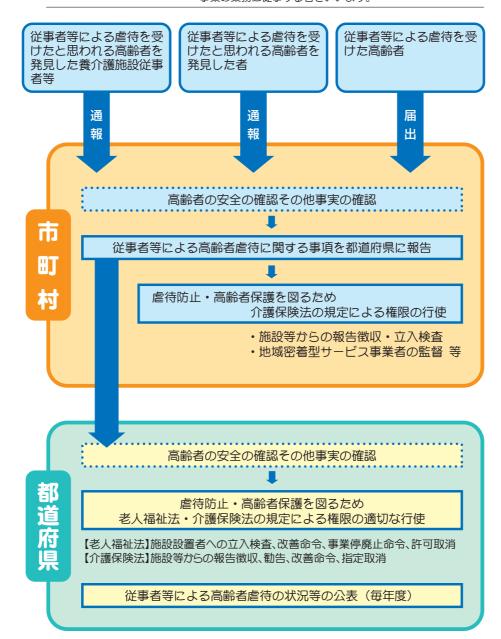
養介護施設従事者等は、その職場で虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに 市町村に通報しなければなりません。

養介護施設従事者等による虐待を受けた高齢者が自ら市町村に届出することもできます。また、 通報者についても、次のとおり保護されます。

- ① 通報・届出された者を特定させるものを漏らしてはならない。
- ② 通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

## 養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応システム

※養介護施設従事者等とは…老人福祉法及び介護保険法に規定する施設又は 事業の業務に従事する者をいいます。



# /Ⅳ- 虐待への対応

援助をする立場にある者にとって大事なことは、虐待に関してどちらが悪いと犯人探しをするのではなく、いかに虐待を受けている高齢者や虐待をしている家族(介護者)に対し、手をさしのべ援助していくかにあります。

虐待が発生する家庭には、高齢者だけでなく、家族に対して援助が必要な場合もあります。虐待者も高齢者の介護で厳しい状況におかれ、家族介護の犠牲者であったりします。高齢者虐待は、家族(介護者)との調整を行わなければ、解決に結びつかない場合が多いものです。不適切なケアまたは意図的な虐待をしている家族への支援をどうするのか、意図的な虐待をしている家族に対してどう介入するのかの二方面から考えていく必要があり、各事例の実態に配慮した対応が求められます。

## 1 介入対応の内容

- (1) 危機介入:本人(被虐待者)の身体的・精神的面に係る緊急対応が必要
  - ① 虐待者と被虐待者を引き離すため、一時保護や入院、施設入所が考えられる。
  - ② 被虐待者をどうしても施設に入所させる必要がある時は、やむを得ない事由による措置を行うことも考えられる。(33ページ「老人福祉法の措置」を参照)
- (2) 改善対策:緊急性はないが継続した支援と見守り指導が必要
  - ① 在宅サービスを受けながら、サービス提供者による支援と助言を継続する。
  - ② 保健師等が家庭訪問などを続け、虐待者及び被虐待者との家族関係構築、事態改善に向けての説得、虐待の認識付け、生活指導等を行う。
- (3) 再発予防:介入で虐待は収まったが、今後の再発防止のため見守り等が必要 保健師等が事態の推移を見守るため、家庭訪問を行い、生活状況、健康状況、介護状況などの 把握や安否確認を行う。
- (4) 予防介入:虐待状況にないが将来的に起こる可能性が高く支援が必要 地区民生委員、社会福祉協議会等地域での見守り、声がけを行い地域での支え合いを行う。

## 2 被虐待高齢者自身への援助

高齢者に対する援助としては、高齢者が自宅でサービスの提供を受けながら、更に虐待が起こらないように見守り続けていく方法や高齢者を家族から離し、入院や施設入所させる方法などの介入対応について説明をしましたが、このような対応は一方的に行われるのではなく、被虐待者がどうして欲しいのか意思の確認をするとともに、家族や関係者とも十分相談のうえ進める必要があります。

## 3 家族(虐待者あるいは虐待予備者)への援助

援助を行う過程では、高齢者への援助と併せて家族(介護者)にも配慮することが必要です。この場合、当該虐待が意図的か非意図的か、あるいは不適切なケアによるものかに十分配慮して対応することが大事です。

また、虐待と疑われるケースは、介入に際し家族が態度を硬化してしまう恐れがあるため、虐待と決めつけるような態度で家族に接したり、責めるような否定的な態度はとらないようにすることが大切です。

家族に対する援助としては次のようなことが考えられます。

(1) 介護負担を軽減する

訪問介護、通所介護、ショートスティ、施設入所などのサービスを利用させる。

(2) 介護ストレスを軽減する

介護者の息抜きや余暇時間を作るほか、在宅福祉事業の活用を図る。

(3) 家族からの介護協力を求める

介護している人の精神的、身体的負担の軽減を図るため、家族や親族の理解や協力を求める。

(4) 経済的安定を図る

必要に応じ、社会保障制度、経済面での他制度の活用を検討する。

(5) 医療及び心理ケアの提供を図る

医療機関への相談、通院を勧める。

(6) 人間関係の回復を図る。

問題解決のための協力者(キーパーソン)を見つける。

(7) 介護技術について専門的知識を習得させる。

地域で実施されている介護実習の研修等に関する情報提供を行うほか、参加について勧める。

## 4 虐待対応で留意すべき点

(1) プライバシーを守る

虐待は、近隣や社会に閉ざされた現象です。どこの家庭でも、人に知られたくないプライバシーがあります。相談業務に携わる方や会議等に参画する方は、このことを強く認識する必要があります。

(2) 援助者と家族との信頼関係をつくる

プライバシーを守ることを相手に伝える。

家族(介護者)を責めるような否定的態度をとらない。

(3) 単純に表面的な判断はしない

偏見や決め付けをせず、多くの状況確認や調査に基づき冷静な判断をするよう心がけ、短絡的な対応を慎む。

特に、高齢者自身の訴えについては、何事も被害的になる場合があるので、十分な調査、確認 を行い慎重に対応する。

直接介護に携わっていない者の断片的な情報は鵜呑みにせず、情報を収集する。

# ₩ 社会から高齢者虐待をなくするために

起きてしまった虐待への対応をどうするのか、どのような援助ができるのかの検討はもちろんであるが、どうしたらなくすることができるかを考えることも重要です。

虐待は家庭という密室の中で行なわれることが多いことから発見しにくいうえ、虐待と判断するのは難しく、虐待者を決定することも難しいため、事態が複雑、困難さを増してしまうことになります。 このようなことを未然に防止し社会から高齢者虐待をなくするために、市町村や関係機関が日頃からできることを次のように整理しました。

## ■ 市町村および関係機関が積極的な対策・対応を実施する

市町村は、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うためには、関係機関や民間団体との連携・協力体制を整備することが必要です。

具体的には、地域包括支援センターが構築する「高齢者虐待防止ネットワーク」を活用し、高齢者虐待の防止から個別支援にいたる各段階において関係機関・団体等と連携・協力し、虐待のおそれのある高齢者や養護者・家族に対する多面的な支援を行います。

この「高齢者虐待防止ネットワーク」を構成する者が、高齢者虐待防止法上の「高齢者虐待対応協力者」に相当し、事例に応じて市町村とともに対応策を検討し、支援を行うことになります。

市町村に設置されている地域包括支援センターは、効率的・効果的に住民の実態把握を行い、地域から支援を必要とする高齢者を見出し、総合相談につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するために、地域における様々な関係者のネットワークを構築していくことが必要とされており、地域の実情に応じて、以下の三つの機能からなる「高齢者虐待防止ネットワーク」の構築も業務のひとつとなっています。

- 1 民生委員、地域住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」
- 2 介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」
- 3 行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」

## 2 高齢者虐待への意識を高める

県が平成15年8月に実施した高齢者の家庭内虐待に関するアンケート調査の結果では、虐待していてもその本人達には、虐待をしているという意識がないという回答が半数以上でありました。

高齢者に関わる者は、高齢者虐待について認識し、虐待は高齢者の人権を擁護する観点からあってはならないことという意識を高めることが必要です。

また、関係機関は、日頃からあらゆる機会を通じて、高齢者虐待をなくするための啓発に努める 必要があります。

## 3 虐待のサインを見逃さない

高齢者虐待は高齢者虐待防止法で定義付けていますが、高齢者に関わる者は、このマニュアルを参考とし、虐待のサインを見逃さないようにアンテナを高くすることが必要です。

## 4 認知症高齢者についての知識を普及する

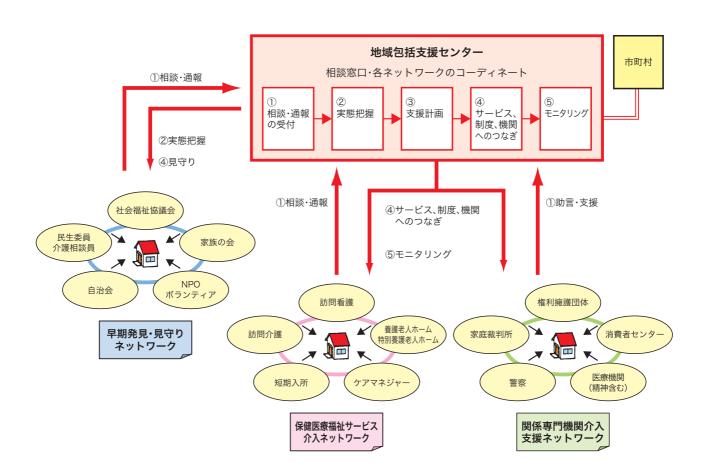
虐待されている高齢者の多くは、認知症のある高齢者といわれています。

認知症とわかっていても、毎日の度重なる問題行動に振り回されて、家族(介護者)も辛くなり 高齢者にあたってしまうこともあります。

「認知症は誰にでも起きるもの」、「症状との上手なつきあい方」など認知症に関する基本的な知識を普及させることが必要です。

認知症の高齢者を地域で見守ることができれば、家族(介護者)の精神的負担は相当軽減されるものと考えられます。

#### 高齢者虐待防止ネットワーク構築の例



# ∕Ⅵ- 虐待事例紹介

虐待相談が100件あれば100通りの内容があり、それぞれに関わり方が違うものと思われます。

虐待を受けている高齢者や結果的に虐待に至ってしまった介護者それぞれの方が、心に大きな傷を 負っていることを深く心に刻み、「悪者を捜す」のではなく、高齢者、介護者の心のケアを大切にし た支援体制を築いていく必要があります。

そのためには、高齢者に関わる関係機関職員は、迅速かつ的確な対応を行うための力を備えなければならないと思います。

ここでは、支援者が悩み、迷いながらも一生懸命取り組んできた事例を掲載しましたので、今後の 高齢者虐待対応のノウハウの一つとして参考にしていただければと思います。

#### ■事例の説明■

#### 【家族構成】

・女性は ( ) ( ) 、男性は	─ で表示しています。
-------------------	-------------

- ・婚姻関係は実線で結び、離婚はその実線を // で切っています。
- ・死亡した方は × で上書きしています。
- ・続柄は本人(被虐待者)から見たものとし、同居している家族全員を記載しています。 ただし、同居はしていないものの、当該事例に関わりのある方は家族構成に表記しています。 この場合、同居家族を で囲んでいます。

#### 【被虐待者の状況】

・本人の状態がイメージできるように、身体状況、要介護度、認知症 (痴呆) の有無などを記載しています。

#### 【虐待者の状況】

・虐待の要因が考えられるよう内容について記載しています。

#### 【虐待発見までの経緯及び虐待状況】

・どんな形(相談、通告)で発見されたか、誰が一番最初に関わったか、虐待と思われる状況はど のような内容かについて記載しています。

#### 【支援の導入・支援内容】

・何に留意して関わったか、どのような支援を行ったかについて記載しています。

#### 【支援後の経過】

・関わりを続けてきてどのような状況(結果)となったか、家族との関係はどうなったのか、関係 機関の協力が得られているのかなど、関わりを続けていくための技術的な内容についても記載し ています。

#### 【事例報告者のコメント】

- ・高齢者虐待への対応は、暗中模索状況である中、日々奮闘し、悩み、迷いながら一生懸命に取り組みを続ける事例報告者の真摯な気持ちが書かれています。
  - つぎのステップアップのために、非常に参考になると思います。
- ※次ページからの事例については、文言の整理等を除き、平成17年3月に作成した「高齢者虐待防止・支援マニュアル」と同様としています。

## 1. 理解力、意思決定力が弱い介護者の事例

虐待の種類	心理的虐待 経済的虐待			機関	地域型在宅介護支援センター
【家族構成】			【家族の状況】		
*				58歳	会社員、仕事で介護に割く時間がない状況。離婚歴あり。
長女	(長男)	次女	次女	51歳	無職、病気のため通院中。 結婚歴なし。
				女は県外	

#### 【被虐待者(本人)の状況】

- · 93歳 要介護 5
- ・狭心症、右下肢骨折の既往歴あり。
- ・両下肢軽度拘縮し自力での寝返り困難なため、 ADL全介助必要。
- ・認知症あり、次女の顔を忘れたりする。
- ・病院嫌いで、数年間通院なし。

#### 【虐待者(次女)の状況】

- ・母の病状への認識、介護を必要とすることへの意 識が乏しいが、自分なりに介護しているという認 識を持っている。
- ・状況判断力、実行力が弱いが、知的問題はない。
- ・長男と折り合い悪く、生活のことで言い争いが多 い。

#### 〈虐待発見までの経緯及び虐待状況〉

- 県外に嫁いでいる長女が帰省した時、寝たきりの母を心配し、近くのA医院に入院相談をした。A医院から介護認定の必要性と在宅介護支援センターについての説明を受け在宅介護支援センターに相談に行った。相談を受けた支援センターが家庭訪問を実施。
- 在宅介護支援センターのソーシャルワーカーが訪問した時、本人は布団に寝かされ、紙パンツをはいているが、尿が漏れ畳まで汚れが広がっていた。
- 仙骨部、大転子部に大きな褥瘡ができていたが、手当がされていない。
- 低栄養状態が見受けられた。(次女の話では、本人は食事を作っても食べたがらない。水ばかりをとっているという。)

#### 〈支援の導入・支援内容〉

- 長女、次女に本人の状況を説明し理解を得た上で、A医院に心身の状況を報告し医療の介入を図った。
- 主治医と看護師に本人の状態報告を継続した。
- 介護認定申請と並行し往診、訪問看護の利用、電動ベッド、エアマットのレンタル調整を行った。
- 支援センターが訪問を継続し、次女におむつ交換、食事介助などの介護技術指導を実施した。

#### 〈支援後の経過〉

- 次女が病気で十分な介護が望めないことから、訪問介護、短期入所の利用による介護軽減策を提案するが、数日たっても次女の意思が決まらず、長男との接点もみいだせないまま経過した。
- 両下肢の血行障害が進行しA医院に入院し、2か月後に亡くなられた。

- 本人が病院嫌いで医療から遠ざかっていたこと、同居家族の病識や介護意識の低さから発見が遅れた ように思う。
- 長女の一時帰省で、相談、支援と展開されたが、長女が去った後、サービス利用の意思決定機能が失われた。
- 意思決定力に乏しい家庭では、キーパーソンになり得る人を確保しておくことが大事であるが、必要な家族関係をたぐり寄せるための十分な時間が必要と思われた。

#### 2. 本人の訴えのみで事実確認できない家族関係の事例

虐待の種類	心理的虐待 身体的虐待 経済的虐待 介 護 放 棄	報告機	関	号宅介護支援事業所 	
【家族構成】		【家族の状況】			
X	本人	長 男	57歳	会社員(収入に変動あり)	
		長男妻	55歳	パート就労	
	長男・長男の妻	孫	20歳	アルバイト	
	孫	* 長女 三男	(市内原 (市内原		
<b> </b>		<b>I</b> -= /± -±/	(EB	<b>三田の事)の壮江</b>	

#### 【被虐待者(本人)の状況】

- ・80歳 要支援
- ・脳梗塞(右下肢軽度麻痺)、変形性脊椎症、腰痛。
- ・右下肢軽度麻痺のため、思うように足があがらな いが、身辺処理は自立。
- ・自立生活能力は保たれている。

#### 【虐待者(長男、長男の妻)の状況】

- ・長男は不規則勤務のため、収入が安定せず、サラ 金からの借金がある。
- ・長男の妻は、パートをしながら家計を助けている。
- ・長男の結婚は、猛反対されての結婚であった。

#### 〈虐待発見までの経緯及び虐待状況〉

- ケアマネジャーによる利用者状態把握のための定期訪問時、本人から訴えがあった。
- 本人の訴えによると、
  - ・長男が酒に酔ったとき、「殺す」といって首を絞める仕草をする。それを見て、長男の妻が包丁を ちらつかせ、威嚇する。
  - ・居間で横になっていると、ストーブを消されたりする。ガス台や風呂を使わせてもらえないことも ある。
  - ・本人の姿を見ると邪魔にし、事あるごとに当たり散らされる。

#### 〈支援の導入・支援内容〉

- 本人からの訴えであり、事実確認できていないが、本人の気持ちを十分受ける止めると共に、通所施設においても、長男の妻の振る舞いについて愚痴を話しているため、通所施設と居宅介護支援事業所のケアマネジャーが共通理解できるよう情報交換する。
- 他の子供と連絡をとり、状況説明し理解してもらった上で、様子を見てもらうため訪問してもらうなど見守ってもらうことを依頼した。

#### 〈支援後の経過〉

- ケアマネジャーが、状況把握のため訪問継続。
- 三男が仕事と家庭の合間を見て訪問したり、電話をするなど状況確認をしてくれている。時には、通 院時、車で送迎するなど関係が深まってきた。

- 長男夫婦のストレスのはけ口になっていると思われるが、虐待を受けている本人の緊張が限界に達したときのレスパイトできる施設の必要性を感じる。
- 緊急度のスクリーニングは、ケアマネジャーだけでは困難と思われる。
- 長い間の生活歴、家族間の人間関係が、虐待の背景にあると考えられるが、家族間の個人的な感情に 介入することは、とても難しく、どういう立場で関わっていけばよいか考えさせられた。

#### 3. 民生委員や関係機関との連携により緊急対応した事例

心理的虐待 身体的虐待 虐待の種類 報告機関 地域型在宅介護支援センター 介護放棄 経済的虐待 【家族構成】 【家族の状況】 夫 91歳 | 5年前から入院中 (本人) 夫 (妹) 養 子 70歳 農業 養子 (養子の妻) 養子妻 66歳 農業 詳細不明 ? 歳 孫 (孫の妻 孫の妻 ? 歳 詳細不明 曾孫 曾孫 ?歳 詳細不明

#### 【被虐待者(本人)の状況】

- · 89歳 要介護 1
- ・手関節・腰・下肢に痛みあり。
- ・難聴、記憶力が低下している。
- ・自力での歩行は可能だが、下肢痛のため、長い距離は困難である。
- ・掃除、炊事、薬、金銭等の生活管理に一部介助が 必要。

#### 【虐待者(養子)の状況】

- ・本人夫婦と養子夫婦は、過去に土地の遺産分与で 争い、家裁の審判を受けたことがある。
- ・以後、家族関係がぎくしゃくしたことから、同居 はしているものの別生計である。

#### 〈虐待発見までの経緯及び虐待状況〉

- 民生委員から在宅介護支援センターに、妹宅に身を寄せている本人について相談があった。
- 本人夫婦は、数年前から家族の間で無視されたり、罵声を浴びせられながら生活をしていた。
- 夫が入院し、本人が一人になったことを契機に、養子による本人への粗暴的言動が顕著になり、ある 日、髪を引っ張られ、頭部を殴打され腫脹を負うが、家族は誰も助けず、無視された。
- 泣き泣き妹宅に転がり込み、翌日、病院で頭部検査したが、異常なかった。
- 家に帰ることができず、妹宅に身を寄せていたが、妹も体調が悪いことから十分な世話ができないため民生委員に相談した。

#### 〈支援の導入・支援内容〉

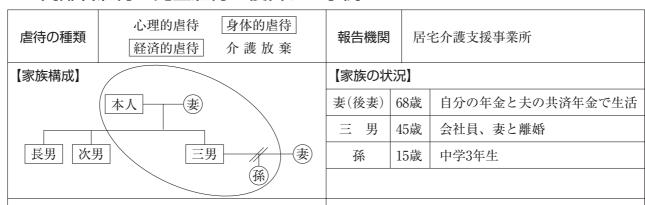
- 状況把握と本人、本人の妹及び養子の気持ちを確認のため、家庭訪問を実施した。
- 本人、本人の妹は施設での生活を希望し、養子は今後、一切の関わりを拒否した。
- 緊急性を考慮し、短期間入所の必要性を判断し、施設との連携と並行し老人福祉行政担当課に老人福祉法による入所措置を相談する。
- 結果的に妹夫婦が身元引受人となり介護保険によるショートスティを利用。

#### 〈支援後の経過〉

○ 妹夫婦が中心となり、住所の変更、養子縁組の離縁手続き、施設入所の契約等を行いグループホーム に入所となった。

- 本人に切迫した事情があったため、地域ケア会議で協議する時間もなかったことから、施設、役場、 民生委員との関係機関とは個々に話し合いを持った。
- 妹夫婦の即応力、実行力の強さに助けられ、家族間の不和に対しての援助は、キーパーソンの存在が 重要であると痛感した。
- 本人夫婦と養子夫婦の長い間の確執が、本人夫婦を孤立化させていった。早い段階での地域での見守り体制の必要を感じた。

#### 4. 高齢者虐待と児童虐待が複合する事例



#### 【被虐待者(本人)の状況】

- · 70歳 要介護 3
- ·頸椎後縦靱帯骨化症、腰部脊柱管狭窄症、脳梗塞 後遺症(右不全麻痺)
- ・首を前後左右に振れない。四肢に痺れがあり。
- ・歩行は杖と手引き介助。
- ·障害老人自立度A2、摂食自立。

#### 【虐待者(三男)の状況】

- ・浪費癖と酒癖が悪いのが原因で離婚している。
- ・孫を連れ3年前から本人家族と同居
- ・同居当初は、問題がなかったが、次第に酒乱、浪費が現れ、生活が乱れてきた。

#### 〈虐待発見までの経緯及び虐待状況〉

- 行政福祉担当課から居宅介護支援事業所に電話がある。虐待を受けている本人の妻が窓口に相談に来 ているとのこと。
- 三男が1か月位前から本人に対し身体に痣ができるほどの暴力をしたり、年金を暴力で奪い取ったり している。相談に来た母の髪を掴んで引きずったりする。
- 孫の養育も不十分で、児童相談所に一時保護をしたことがある。
- 本人夫婦は、知人宅に身を寄せているが、知人宅での長期生活は困難である。

#### 〈支援の導入・支援内容〉

- 他の子供である長男、次男へ状況を報告し、本人夫婦の今後について検討する機会を設定した。
- 1か月後、長男、次男、三男、ケアマネジャーで話し合いをし、三男の生活態度を改めること、親の 年金をあてにしないことなどの約束事を決め和解したことで、同居生活が再開された。
- 暴力はなくなったが、浪費癖は変わらず、生活費は入れたり、入れなかったりで、年金を搾取するようになった。
- 本人夫婦は、独立した生活を希望したため、ケアマネジャーと一緒に入所施設を探す。

#### 〈支援後の経過〉

○ 夫婦で施設入所となった。

- 表面化する暴力は発見しやすいが、年金の搾取や心理的・ネグレクトは見つけづらい。また、虐待を 受けている当事者が知られたくない、言いづらいなどの気持ちがあることから、踏み込むタイミング が難しい。
- 同居家族全体に及ぶ問題については、児童、高齢の垣根を越えた連携が必要と思われる。
- 行政サイドでも、虐待相談の窓口を設け、PRなど積極的な関与が望まれる。

#### 5. ネットワークを構築し見守りを続けた事例

5. イットソーンを伸架し見寸りを続けた事例									
虐待の種類	心理的虐待 身体的虐待 経済的虐待 介 護 放 棄	報告機関	基幹型在宅介護支援センター						
【家族構成】	本人		_						

\*子供は息子一人

息子

## 知人は困っていた様子。 【虐待者(息子)の状況】

本人が同行しておろしていた。

・居酒屋経営しているが、経営状態悪く母の金をあ てにしている。

認知症が進み、それもできなくなり、預けられた

- ・ 飲酒し妻に対する暴力があり、夫婦間のトラブル が続き離婚。
- ・母が独居生活困難で何らかのサービスが必要な状態であることを理解しようとしない。 (サービス 利用に利用料がかかることを懸念している。)

#### 【被虐待者(本人)の状況】

- ・70歳代 要介護3 重度認知症の症状あり
- ・危険回避困難、徘徊、不衛生など多問題行動を有 するが、サービス利用拒否。
- ・窓ガラスが壊れ犬猫が出入りし、家の中が散乱状態。
- ・食事、水分摂取困難で、失禁、転倒、脱水栄養不 良状態。

#### 〈虐待発見までの経緯及び虐待状況〉

- 地域民生委員から「昼夜歩き回っている人がいる」と情報提供あり、地域型在宅介護支援センターが 訪問し、実態把握した。
- 息子に面会し本人の状況を説明するが、本人の状況を理解しようとせず、全く関わろうとしない。
- 市の関わりとして話し合いを持とうとしても、約束の時間を守らなかったり、手紙等の連絡に対して も返答なし。
- 「本人の好きなようにさせたい」「自分の休みの日は様子を見ている」と話しているが、見守りをするなど本人と関わっている様子が見られない。

#### 〈支援の導入・支援内容〉

- 主介護者(息子)及び親族宅を訪問し、本人の状況、サービスの必要性、今後の支援方針等について 説明する。
- 地域ケア会議の開催(参集者〜親族、民生委員、市保健師、在宅介護支援センター)
- 民生委員、町内会、在宅介護支援センター、近隣のコンビニ、警察などでネットワークを組み、見守りを実施。
- 医療機関、医師、ケースワーカーによる検討会議開催
- 本人の見守りを支援している関係者や、担当の在宅介護支援センターから入ってくる情報を基幹型在 宅介護支援センターが集約し、親族、関係者とのケア会議や連携の中で方向性と支援内容をその都度 決めていった。

#### 〈支援後の経過〉

- 本人は困ったことがあると、自ら地域型在介センターに連絡してくるため、即応することで信頼を得ていくことができた。
- 親族は、過去に本人から逆恨みされたことがあるため、関わりを拒否していたが、話し合いを重ねた 結果、時々本人宅を訪問してくれるようになった。
- 知人の高齢者から、食事をもらっており、見守りと食の確保から、重要な存在であるため、連携を図っている。
- 近隣住民の見守り(灯油詰めなど)及び食べ物を買っているコンビニや事故防止のため交番等との連携で安全確認した。

#### 〈事例報告者のコメント〉

○ 息子が本人の状況を受け入れず親族による支援が困難な中、地域と連携し見守り体制を構築したが、 親族との関わりが不可欠であり、親族とのコンタクトをとり続けることの必要性を痛感した。

#### 6. 関係者の熱意でSOSサインが見られた事例

虐待の種類	心理的虐待 経済的虐待	身体的虐待	報告	幾関	地域型在宅介護支援センター
【家族構成】			【家族	の状況】	
	*		長男	70歳代	糖尿病、物忘れあり 体調不良により介護が負担になって いる状況
	長男		収入に	は、本人	の年金と遺族年金(月8万円)

#### 【被虐待者(本人)の状況】

- ・90歳代 要介護4 重度認知症の症状あり。
- ・胸椎圧迫骨折後ほとんど寝たきり状態で、日常生 活はほぼ全介助が必要。
- ・記憶、見当識障害があり、意思疎通困難。
- ・背部から腰部にかけびらんや褥瘡がある。
- ・微熱、食欲不振等で身体機能が低下し、栄養摂取 が困難で、一時生命の危機があったが、訪問診療 により在宅療養継続中。

#### 【虐待者(長男)の状況】

- ・親族とは、財産関係等の問題から関係がこじれ疎 遠になっている。
- ・地域との関わりも拒否し孤立状態にあり、介護に 対する相談者もない。
- ・介護保険サービスの利用に至っても、些細なこと からトラブルを起こし中断する。
- ・訪問入浴も不満に思い途中で終了した。

#### 〈虐待発見までの経緯及び虐待状況〉

- 地域型在宅介護支援センターで実態把握のため訪問したところ
  - ・居室には汚れ物が散乱し尿臭がある中で生活していた。
  - ・失禁したり、オムツカバーをひとりではずしてしまうという理由から、汚れたままにしていたり、身につけさせなかったりしている。
  - ・本人の身体状況に応じたサービスや医療を継続させない。
  - ・エアーマットをレンタル利用していたが、尿失禁で汚すという理由からレンタルをやめてしまった。 そのため、背部から腰部の褥瘡が悪化し、かき傷が絶えない状況となっていた。

#### 〈支援の導入・支援内容〉

- 市保健師、在宅介護支援センターで訪問し、本人及び長男の身体状況確認と障害者福祉、介護保険等 の各種サービスの紹介と介入を図った。
- 長男から「何とかしてほしい」とのSOSが発せられたことに対し、市保健師、基幹型在宅介護支援センターが即応し、医療機関との連携により緊急入院となる。

#### 〈支援後の経過〉

○ 介護慰労金支給制度の活用を図るため、長男と面接を試みるなど行った。

#### 〈事例報告者のコメント〉

○ 他者との関わりや受け入れの困難な事例であったが「いつでも見守っている」「何かあったら即応する」という関係者の思いが通じ、SOSが発信され、見逃す事なく対応することができた。

### 7. 老老介護に孤立化したが親族の協力が得られた事例

虐待の種類	心理的虐待       身体的虐待         経済的虐待       介 護 放 棄	報告機関	地域型在宅介護支援センター
【家族構成】		【家族の状況	7)
		夫 70歳	代 短気な性格
夫	※ 第の妻    「  「	収入は夫の	国民年金と本人の厚生年金

#### 【被虐待者(本人)の状況】

- ・70歳代 要介護4 重度認知症の症状あり。理解 力低下。
- ・下肢筋力の低下等により寝たきり状態で、日常生 活のほとんどが全介助を要する。
- ・尿失禁あり。
- ・記憶、見当識障害重度、指示動作・意思疎通困難である。

#### 【虐待者(夫)の状況】

- ・脳梗塞、大腸がんのため、体調不良。
- ・介護すべてを一人で行っており、介護疲労、ストレス等のためか、介護にムラが見える。
- ・親族とは絶縁状態にあり、介護に対する相談者がいない。
- ・本人のことを「バカになった、言うことを聞かない」と怒鳴り、興奮し、本人の認知症に対して理解ができない。

#### 〈虐待発見までの経緯及び虐待状況〉

- 町内会の集まりに出席しなくなったことで、義妹が家庭の状況を確認し、介護申請をした。認定調査 の際、義妹から「腕等に痣があり、虐待されているのでないか。」という訴えがあった。
- 介護にムラがあり、手間がかかると罵声をあびせたり、こづくことがある。
- ディサービス利用を開始しても、「尿便失禁が治らないから行かせない」と言い、2回で終了してしまう。訪問介護サービスも、2回で中断してしまい、助言、指導に聞く耳を持たない。
- 尿便失禁のため、家中悪臭の中での生活をしてきた。さらに「尿便の後始末が追いつかない。何もかも大変だ」と興奮し、軽装で小屋ガレージのコンクリートの上に布団を敷いて寝かせられていた。

#### 〈支援の導入・支援内容〉

- 市保健師、在宅介護支援センターが訪問による本人及び夫の身体状況確認
- 継続的なサービスの利用又は施設利用を勧める。
- 親族を含めての話し合いを行った。
- 夫からのSOSに市保健師、基幹型・地域型在宅介護支援センターが速やかな対応を行い、医療機関との連携により本人及び夫を緊急入院させ、その後施設入所となった。

#### 〈支援後の経過〉

○ 夫が脳梗塞で入院したことを契機に、弟の妻、姪を説得し必要経費の管理や日常の世話をしてもらうこととし、夫の入院先の協力により姪の負担が軽減されたこと、ケアマネジャーが親族の相談に丁寧に対応したことにより、信頼関係が築かれ、姪が積極的に協力するようになった。

- 老老介護の中で信頼できる親族関係もなく、孤立していった夫(介護者)の心情が窺われた。
- 思うようにいかない現実に困惑すると、その都度「すぐに来てくれ」と訪問要請があり、それに丁寧 に対応を続けることで信頼関係を築くことができた。

#### 8. 介護者のストレス解消に向け援助した事例

虐待の種類	心理的虐待 経済的虐待	身体的虐待	報告機	関	坊問入浴介護事業所	
【家族構成】			【家族の	状況】		
			夫	78歳	糖尿病で入院中	
( )	本人		長 男	55歳	自宅に併設したスーパーを経営	
			長男妻	53歳	スーパーの手伝い及び主介護者	
長女				*長女(52歳)は、近くに嫁いでいるが、毎日スパーの手伝いに通っている。		

#### 【被虐待者(本人)の状況】

- · 76歳 要介護 5
- ・意思疎通不可、鼻腔より経管栄養
- ・訪問看護、訪問入浴介護サービス利用

#### 【虐待者(長男の妻)の状況】

・スーパーの手伝いと本人の介護に追われる毎日を 送っている。

#### 〈虐待発見までの経緯及び虐待状況〉

- 訪問入浴サービス提供時、腹部の不自然な位置に小さな痣を数個発見した。
- 長男の妻に報告するが、「なぜか、私には解らない」と話す。
- 訪問の都度、新しい痣があることからスタッフが虐待を疑った。
- 介護者(長男の妻)へのサービス状況報告時、「私がつねっていると思われるかもしれないけど、そんなことはないから」とさりげなく話される。

#### 〈支援の導入・支援内容〉

- 訪問入浴スタッフから訪問看護事業者へ経過報告し、様子観察の依頼をした。
- 担当看護師より訪問入浴事業者へ情報提供あり。 長女が毎日店の手伝いに来ては、介護についてあれこれ要求することや、子供のないことで肩身の狭い思いをしており、心身共に疲れている様子。また、夫が周囲からかばってくれず孤独を感じていることなどが確認された。最近は、入院中の義父のところへ行くのも介護者の役割になっているとのこと。
- サービス提供をしている事業者間で情報の共有を図り、訪問時には、介護者の苦労話を聞き、ねぎらいの言葉をかけるようにした。

#### 〈支援後の経過〉

○ その後の訪問で、痣のないときもあったが、問題解決に至らないまま本人は亡くなった。

#### 〈事例報告者のコメント〉

○ 虐待の事実確認が出来ないものの、援助の必要性が感じられたため、さりげない感じで対応した。介護者の精神的ケア、家族関係の改善等の必要を感じても、サービス事業者の役割として介入することに疑問を感じ、無視することも出来ずジレンマを覚える。情報提供することで動いてくれる機関があれば、サービス事業者なりの関わり方が出来ると思う。

#### 9. 介護者の精神状態が心配された事例

虐待の種類心理的虐待身体的虐待経済的虐待介護放棄	報告機関 訪問看護事業所		
【家族構成】	【家族の状況】		
文	父   89歳   自立     妻   68歳   本人とは再婚		
本人	*本人の年金で生計を立てている。 父親は、自室と台所の出入りのみを認められて おり、本人夫婦との交流が持てない。		
【被虐待者(本人)の状況】 ・65歳 要介護5 ・意思疎通可能 ・鼻腔より経管栄養 ・訪問看護、訪問入浴サービス利用	【虐待者(妻)の状況】 ・理由は解らないが、本人の身内を本人に近づけず、 片時もそばを離れようとしない。		

#### 〈虐待発見までの経緯及び虐待状況〉

- 訪問看護師よりケアマネジャーに情報提供あり。 ひげ剃りが盗まれたと介護者が訴えていたが、本人の蒲団の中から発見された。その時、看護師の目 の前で本人の頭を思いっきり叩いた。以前の訪問時にも、看護師と本人の関係を疑い異常なまでに罵 っていたことがあったが、本人の身体状況からひげ剃りの件も男女関係を疑うこと自体がおかしいと のこと。
- ケアマネジャーが家庭訪問し、様子を伺うが情報のような事実が確認されなかった。
- ある日、介護者(妻)が本人を連れタクシーで家出をしたが、途中、本人が車酔いをしたため病院に 搬送されたと、父からケアマネジャーに情報があった。
- 退院し自宅に戻ってからも、介護者は「泥棒がいる」「玄関のチャイムをいたずらされる」等と言って転々と引っ越しを繰り返していた。その都度、ヒステリックに本人を罵ったり、暴力をふるう行為のあったことが目撃されている。

#### 〈支援の導入・支援内容〉

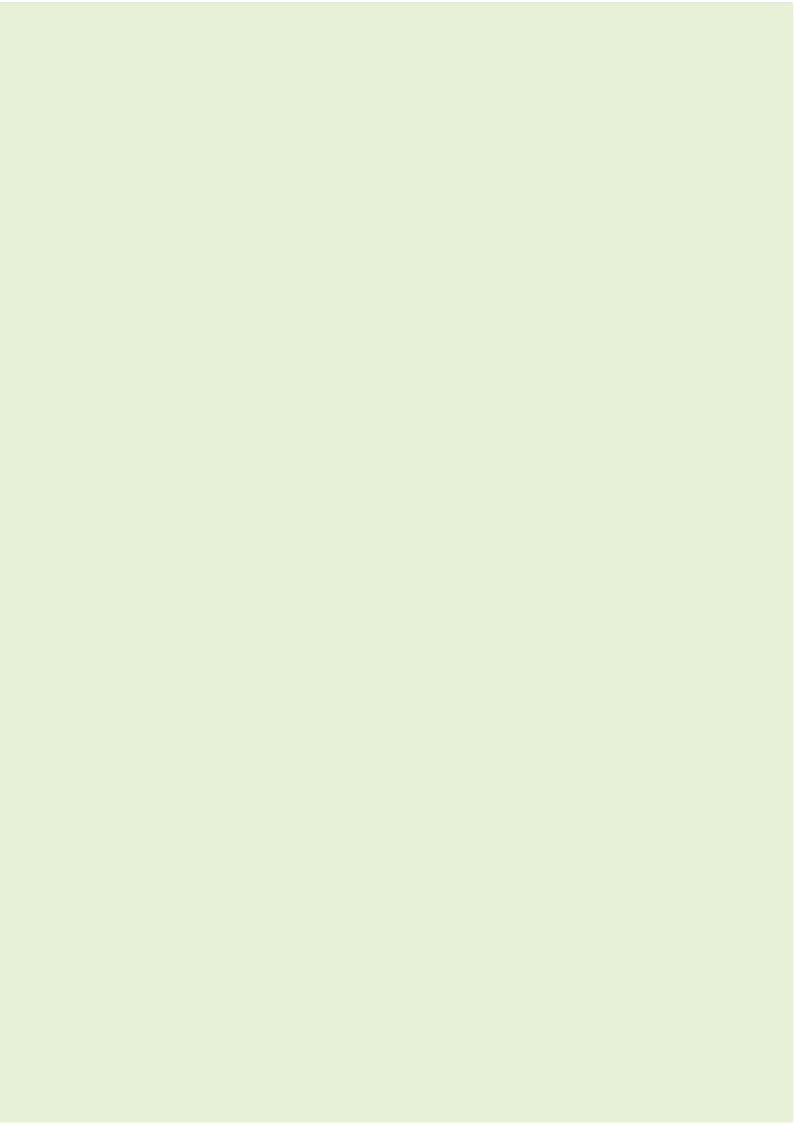
- ケアマネジャーが介護者の状態を心配し、保健所の精神保健窓口を訪問し相談をする。
- 相談を受けた保健所では、保健師がケアマネジャーと同行訪問することとした。

#### 〈支援後の経過〉

- 介護者については、保健師に対する拒否的態度が異常であることから、専門医の受診を検討中。
- 訪問看護師の勧めで、ショートスティを利用する。 (ショートスティ利用中に本人から介護者の状況を聞くと「どうしようもない女のヒステリー」だと いう捉え方をしていることが確認された。)

- 意思疎通可能な本人が介護者の性格だとあきらめ、虐待されているという認識がないため、ケアマネジャーとしては、虐待という状況にあるかについては躊躇した。
- 虐待を疑った時点で、相談できる機関の必要性を感じた。

# ● 参考資料



## ● 市町村高齢者虐待相談窓口一覧 (地域包括支援センターを含む)

	名 称	郵便番号	住 所	電話番号	FAX 番号	設置主体
1	青森市高齢介護保険課	030-8555	青森市中央 1 丁目 22-5	017-734-5326	017-734-5355	
2	青森市地域包括支援センター おきだて	038-0004	青森市富田 5 丁目 8-30	017-761-4580	017-761-4571	社会福祉法人 徳誠福祉会
3	青森市地域包括支援センター すずかけ	038-0032	青森市里見 2 丁目 13-1	017-761-7111	017-761-7115	社会福祉法人 すずかけの里
4	青森市中央地域包括支援センター	030-0801	青森市新町2丁目2-22	017-723-8111	017-723-8115	医療法人 三良会
5	青森市東青森地域包括支援センター	030-0964	青森市南佃 1 丁目 2-27	017-765-3351	017-765-3352	社会福祉法人 和幸園
6	青森市南地域包括支援センター	030-0121	青森市妙見 3 丁目 11-14	017-728-3451	017-728-3452	医療法人 芙蓉会
7	青森市東部地域包括支援センター	030-0936	青森市矢田前字弥生田 47-2	017-726-5288	017-726-9600	社会福祉法人 恵寿福祉会
8	青森市おおの地域包括支援センター	030-0847	青森市東大野 2 丁目 1-10	017-711-7475	017-711-7329	青森保健生活協同組合
9	青森市地域包括支援センター 寿永	030-0151	青森市大字高田字川瀬 186-1	017-739-6711	017-739-6747	社会福祉法人 平元会
10	青森市地域包括支援センター のぎわ	038-0058	青森市大字羽白字野木和 45	017-763-2255	017-787-3088	社団法人 慈恵会
11	青森市地域包括支援センター みちのく	030-0901	青森市港町 3 丁目 6-3	017-765-0892	017-765-0893	社会福祉法人 みちのく白寿会
12	青森市地域包括支援センター 浪岡	038-1311	青森市浪岡大字浪岡字稲村 274	0172-69-1117	0172-62-9015	社会福祉法人 青森市社会福祉協議会
13	弘前市介護保険課	036-8551	弘前市大字上白銀町 1-1	0172-38-3101	0172-38-3101	
14	弘前市第一地域包括支援センター	036-8045	弘前市大字野田 2 丁目 2-1	0172-31-1203	0172-31-1208	津軽保健生活協同組合
15	弘前市東部地域包括支援センター	036-8082	弘前市大字福村字新舘添 50-8	0172-26-2433	0172-27-0362	社会福祉法人 一葉会
16	弘前市第三地域包括支援センター	036-8154	弘前市大字豊原 1 丁目 1-2	0172-39-2515	0172-39-2516	社会福祉法人 弘前愛成園
17	弘前市南部地域包括支援センター	036-8243	弘前市大字小沢字山崎 44-9	0172-87-6779	0172-87-6769	社会福祉法人 博陽会
18	弘前市北部地域包括支援センター	036-8302	弘前市大字高杉字山下 298-1	0172-95-2100	0172-95-2158	社会福祉法人 七峰会
19	弘前市第二地域包括支援センター	036-8311	弘前市大字大川字中桜川 18-10	0172-95-3702	0172-95-3703	社会福祉法人 弘前豊徳会
20	弘前市西部地域包括支援センター	036-1331	弘前市大字五代字田屋敷 240-1	0172-82-1516	0172-82-5510	社会福祉法人 嶽暘会
21	八戸市地域包括支援センター	039-8686	八戸市内丸一丁目1番1号	0178-43-2111 (内 263)	0178-43-2442	八戸市
22	黒石市地域包括支援センター	036-0396	黒石市大字市ノ町 11-1	0172-52-2111	0172-59-3885	黒石市
23	五所川原市地域包括支援センター	037-0065	五所川原市字幾世森 218-6	0173-38-3939	0173-34-1018	五所川原市
24	十和田市地域包括支援センター	034-8615	十和田市西十二番町6番1号	0176-23-5111 (内 295)	0176-22-7699	十和田市
25	三沢市地域包括支援センター	033-0011	三沢市幸町三丁目 11-5	0176-51-8773	0176-53-2266	三沢市
26	むつ市地域包括支援センター	035-8686	むつ市金谷一丁目1番1号	0175-22-1111 (内 458 459)	0175-33-1101	むつ市

	名 称	郵便番号	住 所	電話番号	FAX 番号	設置主体
27	むつ市地域包括支援センター 桜木	035-0084	むつ市大湊新町 30 番 10 号	0175-29-2111	0175-28-3630	社会福祉法人 桜木会
28	むつ市地域包括支援センター みちのく	035-0067	むつ市十二林 11 番 13 号	0175-23-7930	0175-23-7931	社会福祉法人 青森社会福祉振興団
29	つがる市地域包括支援センター	038-3192	つがる市木造若緑 61-1	0173-42-2111 (内 242)	0173-49-1230	つがる市
30	平川市地域包括支援センター	036-0104	平川市柏木町藤山 16 番地 1	0172-44-1111	0172-44-0068	平川市
31	平内町地域包括支援センター	039-3321	東津軽郡平内町大字小湊字小湊 63	017-755-2114 (内 137)	017-755-2145	平内町
32	今別町地域包括支援センター	030-1502	今別町大字今別字今別 164	0174-35-2122	0174-35-3166	今別町
33	蓬田村住民生活課	030-1211	東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越 1-3	0174-27-2111 (内 235)	0174-27-3255	
34	蓬田村地域包括支援センター	030-1203	東津軽郡蓬田村大字郷沢字 浜田 397	0174-27-3445	0174-27-3457	社会福祉法人 蓬生会
35	外ヶ浜町地域包括支援センター	030-1393	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田 高銅屋 44-2	0174-31-1241	0174-31-1227	外ヶ浜町
36	鰺ヶ沢町地域包括支援センター	038-2792	西津軽郡鯵ヶ沢町大字本町 209-2	0173-72-2111	0173-72-2374	鰺ヶ沢町
37	深浦町地域包括支援センター	038-2503	西津軽郡深浦町大字関字栃沢 78-2	0173-76-2042	0173-84-3002	深浦町
38	西目屋村住民課	036-1492	中津軽郡西目屋村大字田代字稲 元 144	0172-85-2804	0172-85-2590	
39	西目屋村地域包括支援センター	036-1411	中津軽郡西目屋村大字田代字稲 元 143 番地 2	0172-85-3123	0172-85-3121	社会福祉法人 つがる三和会
40	藤崎町地域包括支援センター	038-3803	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁 目1番地	0172-75-3111	0172-75-2515	藤崎町
41	大鰐町地域包括支援センター	038-0292	南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒 館 5-3	0172-48-2111	0172-47-6742	大鰐町
42	田舎館村厚生課	038-1113	南津軽郡田舎館村大字田舎館字 中辻 123-1	0172-58-2113 (内 154)	0172-58-4751	
43	田舎館村地域包括支援センター	038-1122	南津軽郡田舎館村大字八反田字 古舘 206-1	0172-58-3704	0172-58-3675	社会福祉法人 田舎館村社会福祉協議会
44	板柳町健康福祉課	038-3692	板柳町大字板柳字土井 239-3	0172-73-2111 (内 181)	0172-73-2120	
45	板柳町地域包括支援センター	038-3661	板柳町大字福野田字実田 11 番 地 7	0172-79-2116	0172-72-1266	社会福祉法人 板柳町社会福祉協議会
46	鶴田町町民生活課	038-3595	北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬 200-1	0173-22-2111 (内 134)	0173-22-6007	
47	鶴田町地域包括支援センター	038-3503	北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津 193	0173-22-3918	0173-22-6322	社会福祉法人 鶴田町社会福祉協議会
48	中泊町福祉課	037-0392	北津軽郡中泊町大字中里字亀山 434-1	0173-57-2111 (内 21)	0173-57-3849	
49	中泊町地域包括支援センター	037-0305	北津軽郡中泊町大字中里字宝森 70-1	0173-57-3601	0173-57-3602	社会福祉法人 幸友会
50	野辺地町地域包括支援センター	039-3164	上北郡野辺地町字前田 5-2	0175-64-1770	0175-64-8083	野辺地町
51	七戸町地域包括支援センター	039-2827	上北郡七戸町字森ノ上 359-5	0176-68-3500	0176-68-3536	七戸町
52	六戸町地域包括支援センター	039-2392	上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷 地 60	0176-55-4492	0176-55-3031	六戸町
53	横浜町地域包括支援センター	039-4145	上北郡横浜町字寺下 35 番地	0175-78-2111	0175-78-2118	横浜町

	名 称	郵便番号	住 所	電話番号	FAX 番号	設置主体
54	東北町地域包括支援センター	039-2492	上北郡東北町上北南四丁目 32-484	0176-56-3111	0176-58-1200	東北町
55	六ヶ所村地域包括支援センター	039-3212	上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附 475	0175-72-4457	0175-72-2604	六ヶ所村
56	おいらせ町地域包括支援センター	039-2222	上北郡おいらせ町下前田 158-1	0178-52-7086	0178-56-4261	おいらせ町
57	大間町住民福祉課	039-4692	下北郡大間町大字大間字大間 104	0175-37-2111 (内 35)	0175-37-2478	
58	大間町地域包括支援センター くろまつ	039-4601	下北郡大間町大字大間字大間平 20-78	0175-37-5111	0175-37-5115	社会福祉法人 大間町社会福祉協議会
59	東通村いきいき健康推進課	039-4292	下北郡東通村大字砂子又字沢内 5-34	0175-28-5800 (内 137)	0175-48-2510	
60	東通村地域包括支援センター	039-4222	下北郡東通村大字砂子又字里 17-2	0175-28-5700	0175-48-2510	社団法人 地域医療振興協会
61	風間浦村地域包括支援センター	039-4502	下北郡風間浦村大字易国間字大 川目 11 番地 2	0175-35-3111	0175-35-3733	風間浦村
62	佐井村地域包括支援センター	039-4711	下北郡佐井村大字佐井字糠森 20	0175-38-4193	0175-38-2492	佐井村
63	三戸町地域包括支援センター	039-0198	三戸郡三戸町大字在府小路町 43	0179-20-1153	0179-20-1105	三戸町
64	五戸町地域包括支援センター	039-1513	三戸郡五戸町字古舘 21-1	0178-62-2111	0178-61-1070	五戸町
65	田子町地域包括支援センター	039-0201	三戸郡田子町大字田子字前田 2 番地の 1	0179-20-7110	0179-20-7107	田子町
66	南部町地域包括支援センター	039-0595	三戸郡南部町大字平字広場 22	0178-76-2111	0178-76-3904	南部町
67	階上町地域包括支援センター	039-1201	三戸郡階上町大字道仏字天当平 1-87	0178-88-2115	0178-88-2117	階上町
68	新郷村地域包括支援センター	039-1801	三戸郡新郷村大字戸来字金ヶ沢 坂ノ下 17-1	0178-61-7560	0178-61-7575	新郷村

#### ● 成年後見制度

#### 1 成年後見制度とは

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が十分でない本人に代わり、家庭裁判所が 選任した成年後見人等が、本人の財産管理や福祉サービスの利用契約締結などの身上監護を行い、 保護・支援する制度です。

「やむを得ない事由による措置」を実施した場合、その後、本人と介護保険事業者との間で利用契約を結び、通常のサービス利用に移行しますが、本人の判断能力が不十分で契約が結べない場合は、成年後見制度を活用し成年後見人等が選任された時点で、本人に代わって利用契約を結び、「やむを得ない事由による措置」廃止の手続きを行います。

成年後見制度には次のようなタイプがあります。

区	分	本人の判断能力	援助	者
法定後見	後見	全くない	成年後見人	・監督人を選任す
	保佐	特に不十分	保佐人	ることがありま
	補助	不十分	補助人	す。
任意後見		結んでおいた任意後り 制度です。	十分になったときに、2 見契約に従って、任意行 見監督人を選任したと	<b>後見人が援助する</b>

(平成17年5月最高裁判所事務総局「成年後見制度を利用される方のために」より)

#### 2 成年後見人等(援助者)とは

成年後見人等は、親族のほか、弁護士、社会福祉士、司法書士、行政書士などから選任され、必要に応じて複数の人や法人が選任されることもあります。

#### 3 成年後見人等に与えられる法的な権限

○ 同意権・取消権

後見人等の同意なしに行った、本人の法律行為を取消(無効)にする権限です。

(例) 本人が成年後見人の同意なしに行った住宅のリフォーム契約を取り消す。

〇 代理権

後見人等が本人に代わって法律行為を行う権限です。

(例) 本人の代理人として、成年後見人が特別養護老人ホームの入所契約を行う。

#### 4 手続き方法

申立ては、原則、本人居住地を管轄する家庭裁判所に対して、本人、配偶者、四親等内親族、市 町村長等が行います。

#### ○ 申立てに必要なもの

申立書、申立手数料、登記印紙、郵便切手、戸籍謄本、住民票、成年後見に関する登記事項 証明書、診断書

#### ○ 審判手続き

- ・調査 家庭裁判所調査官が事情を調査
- ・鑑定 後見と保佐について、医師が本人能力を鑑定
- ・審問 裁判所が直接事情聴取
- 審判(後見等の開始、成年後見人等の選任) 審判後、成年後見登記が行われますが、審判内容は登記されません。

#### 5 市町村長申立て

○ 成年後見制度市町村長申立て

親族から虐待を受けている、親族と連絡がつかない、親族調査の結果、二親等内親族がいないことが確認されたなど、親族による申立てが望めないような場合は、市町村長が後見(保佐、補助)開始の審判申立てを行います。詳しい手続き方法は、各市町村を管轄する家庭裁判所に相談してください。

○ 成年後見制度利用支援事業について

平成18年度介護保険法改正により、低所得高齢者の成年後見制度の市町村長申立てに要する 経費や成年後見人等の報酬の助成について、地域支援事業の任意事業として、各市町村の裁量に より予算立てすることになっています。

○ 市町村における準備

まだ、市町村長申立てに至る事例のない市町村においても、あらかじめ要綱等を制定し、所管 課や申立ての決定権者などを定めておくことが望まれます。また、費用は本人に求償する場合を 含め、市町村で予納することになるので、予算確保などの準備をしておくことも必要です。

○ 家庭裁判所との連携

市町村長申立てをすることが決まったら、管轄する家庭裁判所に手続きの相談をしてください。 また、すでに後見人等が選任されていても問題のあるケース(市町村長申立てに限らず)があれ ば、すぐに家庭裁判所に情報提供します。

ただし、一般的な制度利用の相談などは、成年後見制度の相談窓口を紹介してください。

## ● 日常生活自立支援事業(あっぷるハート)

#### 1 日常生活自立支援事業とは

この事業は、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない人が、地域で自立し安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用援助を中心とした日常的な支援を行い、認知症高齢者や障害者等の権利擁護を図ることを目的とした福祉制度です。

#### 2 サービスの内容

利用者と社会福祉協議会が契約を結び、下記のような利用するサービスの内容を決めます。 ひとり暮らしをしている高齢者や障害のある人など、誰かの助けがないと日常生活をおくるのに 支障や不安のある人が利用できます。

- (1) 福祉サービスの利用援助
  - 福祉サービスについての相談と助言、情報提供、利用手続き
  - 福祉サービスや「苦情解決制度」を利用する時の手続き
- (2) 日常的な金銭管理サービス
  - 福祉サービス利用料、公共料金、税金、医療費、生活費等を支払う手続き
  - 預貯金の払い戻し、解約、預け入れの手続き
  - 各種年金、福祉手当等の受領に必要な手続き
- (3) 書類等の預かりサービス
  - 預貯金通帳・証書など大切な書類を保管します。

#### 3 サービス利用料

- (1) 福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスの利用料 1回(概ね1時間程度) 1,500 円
- (2) 金融機関の貸金庫を利用した書類等の預かりサービスの利用料 1月 500円
- 注 生活保護受給世帯は(1)については無料、(2)については有料となります。

#### 4 事業の実施主体

青森県地域福祉権利擁護センター あっぷるハート 青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ2階 電話番号 017-721-1362 FAX 017-721-1363

#### 5 サービス利用の相談窓口

基幹的社会福祉協議会一覧

名 称 (愛称)	住 所	電話番号	管内市町村
青森市社会福祉協議会 (あっぷるハート あおもり)	青森市本町4丁目1-3 青森市福祉増進センター	017 - 723 - 1340	青森市 平内町 外ヶ浜町 今別町 蓬田村
弘前市社会福祉協議会 (あっぷるハート ひろさき)	弘前市宮園 2 丁目 8 - 1 弘前市社会福祉センター	0172 - 31 - 3835	弘前市 黑石市 平川市 西目屋村 藤崎町 大鰐町 田舎館村 板柳町
八戸市社会福祉協議会 (あっぷるハート はちのへ)	八戸市根城8丁目8-155 八戸市総合福祉会館	0178 – 44 – 1121	八戸市 おいらせ町 三戸 町 五戸町 田子町 南部 町 階上町 新郷村
五所川原市社会福祉協議会 (あっぷるハート ごしょがわら)	五所川原市鎌谷町 502 - 5	0173 – 34 – 3494	五所川原市 つがる市 鯵ヶ沢町 深浦町 中泊町 鶴田町
十和田市社会福祉協議会 (あっぷるハート とわだ)	十和田市西十三番町 2 - 25 十和田市総合福祉センター	0176 - 21 - 2328	十和田市 野辺地町 七戸町 東北町
三沢市社会福祉協議会 (あっぷるハート みさわ)	三沢市幸町 3 - 11 - 5 三沢市総合社会福祉センター	0176 - 53 - 3422	三沢市 六戸町 横浜町 六ヶ所村
むつ市社会福祉協議会 (あっぷるハート むつ)	むつ市金谷1丁目1-1	0175 - 23 - 5093	むつ市 大間町 東通村 風間浦村 佐井村

上記のほか、各市町村社会福祉協議会で相談に対応しています。

なお、相談及び支援計画の作成は無料です。

## ● 老人福祉法の措置

老人福祉法第10条の4第1項、第11条第1項第2号において、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)について、やむを得ない事由により介護保険給付を利用することが著しく困難であるときは、市町村が措置を採る仕組みを存続させています。

これは、やむを得ない事由により、事業者との「契約」による介護サービスの利用やその前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたい者に対し、職権を持って介護サービスの提供に結びつけるものです。

#### 「やむを得ない事由」の解釈

- (1) 本人が家族等の虐待または無視を受けている場合
- (2) 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がない場合としており、年齢要件から介護保険給付を利用できない者については、「やむを得ない事由」に該当するとして措置を採ることを想定していません。

手続きは、措置の一環として市町村が要介護認定と同一の手続きをすることとしています。

介護老人施設に入所することなどにより、(1) 家族等の虐待または無視の状態から離脱する、あるいは成年後見制度に基づき、本人を代理する補助人等を活用することによって、介護サービスの利用に関する「契約」やその前提となる要介護認定の「申請」を行うことができるようになった場合には、「やむを得ない事由」が消滅した時点で措置を解除して「契約」に移行することになります。

# ● 地域包括支援センターの役割と市町村との関係

事業区分	業務内容	市町村	地域包括支援 センター	委託規定
ネットワーク	・高齢者虐待防止ネットワークの構築・運営	$\triangle$		
広報・啓発活動	<ul><li>・高齢者虐待に関する知識・理解の啓発</li><li>・認知症に関する知識や介護方法の周知・啓発</li><li>・通報(努力)義務の周知</li><li>・相談等窓口・高齢者虐待対応協力者の周知</li><li>・専門的人材の確保</li></ul>	0 0 0	△ △ △ ◎	
相談・通報届出への 対応	<ul><li>・相談・通報・届出の受付</li><li>・相談への対応(高齢者及び養護者への相談、指導、助言)</li><li>・受付記録の作成</li><li>・緊急性の判断</li></ul>		0 0	有有有
事実確認立入調査	<ul><li>・関係機関からの情報収集</li><li>・訪問調査</li><li>・立入調査</li><li>・立入調査の際の警察署長への援助要請</li></ul>	0 0 0	◎ ◎ (直営)◎	有 有 (直営)
援助方針の決定	<ul><li>・個別ケース会議の開催(関係機関の招集)</li><li>・支援方針等の決定</li><li>・支援計画の作成</li></ul>	0 0 4	0	
支援の実施	・やむを得ない措置の実施 ・措置後の支援 ・措置の解除 ・措置期間中の面会の制限 ・措置のための居室の確保 ・市町村長による成年後見制度利用開始の審判の請求	©	(つなぎ) ◎ △ △ (つなぎ)	
養護者支援	・養護者の支援のためのショートスティ居室の確保	0		
モニタリング	・支援の実施後のモニタリング	$\triangle$	0	
その他	・個人情報取り扱いのルールの作成と運用 ・財産上の不当取引による被害相談 ・消費生活関係部署・機関の紹介	© ©	△ △ ⊚	有有

腐更		*中小	. <del>11/1</del> /2	(几 虫)	七. 十口	؞
闭笋	(( ))—	►HHЛ	NHMA	f女 書II	1 H	~)

空欄→当該業務を行わない

○→関与することを原則とする

(直営)→直営のみ

△→必要に応じてバックアップする

(つなぎ)→市町村へのつなぎ

# ● 市町村が高齢者虐待対応協力者に委託できる事務・委託できない事務

委託でき	きる事務	委託でき	ない事務
条 文	事 務	条 文	事 務
法第6条	相談及び助言	法第9条第2項	老人福祉法第10条の4
法第7条第1項·第2 項	通報の受理		(居宅サービス) 若し くは第11条第1項(養 護老人ホームへの指 置、特別養護老人ホー ムへのやむを得ない事 由による措置、養護委 託)による措置、同法 第32条の成年後見の 申し立て
法第9条第1項	届出の受理	法第 10 条	居室の確保
法第9条第1項	高齢者の安全の確認そ の他通報又は届出に係 る事実の確認のための 措置	法第 11 条	立入調査
法第14条第1項	養護者の負担の軽減の ための措置	法第 12 条	警察署長に対する援助 要請等
法第 27 条	財産上の不当取引によ る高齢者の被害に係る 相談若しくは関係機関 の紹介の実施	法第 13 条	面会の制限

# ● 法律に基づく権限の一覧

# 〈老人福祉法〉

区分	条 文	権限	内	容	対象施設・対象事業
立入	第18条 第1項	県 中核市	関係者に対して質問さる	告を求め、又は当該職員に、 せ、若しくはその事務所若 設備、帳簿書類その他の ができる。	老人居宅生活支援事業 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人介護支援センター
・検査等の	第18条 第2項	県 中核市	関係者に対して質問さる	告を求め、又は当該職員に、 せ、若しくはその施設に立 類その他の物件を検査させ	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム
権 限	第29条 第6項	県	事項の報告を求め、又は して質問させ、若しくは くは当該介護等受託者の	る事項その他必要と認める は当該職員に、関係者に対 は当該有料老人ホーム若し の事務所若しくは事業所に 書類その他の物件を検査さ	有料老人ホーム
	第18条の2 第1項	県 中核市		違反したと認めるときは、 改善に必要な措置を採るべ できる。	認知症対応型老人共同 生活援助事業
改善命令・停	第18条の2 第2項	県 中核市	らに基づいてする処分 事業に関し不当に営利 第2項から第6項まで は第20条の3に規定す 行為をしたときは、当	に基づく命令若しくはこれに違反したとき、又はそのを図り、若しくは第5条の2、第20条の2の2若しく「る者の処遇につき不当な該事業を行う者又は当該施その事業の制限又は停止を	老人居宅生活支援事業 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人介護支援センター
止・取り消し等の	第19条 第1項	県 中核市	らに基づいてする処分 施設が第17条第1項の ときは、その設置者に しくは運営の改善若し	に基づく命令若しくはこれに違反したとき、又は当該の基準に適合しなくなった対して、その施設の設備若くはその事業の停止若しく15条第4項の規定によるできる。	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム
権限	第29条 第8項	県	の規定に違反したと認る ームに入居している者 の処遇に関し不当な行 関し入居者の利益を害 き、その他入居者の保	者が第3項から第5項までめるとき、当該有料老人ホーリストラストの運営にはその運営にする行為をしたと認めると護のため必要があると認めに対して、その改善に必要を命ずることができる。	有料老人ホーム

# 〈介護保険法〉

区分	条 文	権限	内	容	対象施設・対象事業
	第76条 第1項	県市町村	じ、指定居宅サービス事 係る事業所の従事者若し 業者であった者等に対し 員に関係者に対して質問 居宅サービス事業者の当	の提出若しくは提示を命 主業者若しくは当該指定に くは指定居宅サービス事 出頭を求め、又は当該職 引させ、若しくは当該指定 該指定に係る事業所に立 は帳簿書類その他の物件 る。	指定居宅サービス事業 者
	第78条の6 第1項	市町村	じ、指定地域密着型サー 該指定に係る事業所の従 着型サービス事業者であ め、又は当該職員に関係 しくは当該指定地域密 該指定に係る事業所に立	の提出若しくは提示を命一ビス事業者若しくは指定地域密事者若しくは指定地域密かた者等に対し出頭を求る者に対して質問させ、若者型サービス事業者の当たうり、その設備若しくこを検査させることができ	指定地域密着型サービ ス事業者
報告等の権	第83条 第1項	県 市町村	じ、指定居宅介護支援事 係る事業所の従事者若し 業者であった者等に対し 員に関係者に対して質問 居宅介護支援事業者の当	の提出若しくは提示を命 事業者若しくは当該指定に くは指定居宅介護支援事 出頭を求め、又は当該職 引させ、若しくは当該指定 該指定に係る事業所に立 は帳簿書類その他の物件 る。	指定居宅介護支援事業 者
限	第90条 第1項	県市町村	じ、指定介護老人福祉施 長その他の従業者若しく 対し出頭を求め、又は当 質問させ、若しくは指定	の提出若しくは提示を命 設の開設者若しくはその は開設者であった者等に 該職員に関係者に対して 於介護老人福祉施設に立ち 帳簿書類その他の物件を	指定介護老人福祉施設 開設者
	第100条 第1項	県 市町村	くは提示を命じ、介護老 対し出頭を求め、又は当 施設の開設者等に対して 老人保健施設に立ち入り	他の帳簿書類の提出若し 法人保健施設の開設者等に 話職員に、介護老人保健 質問させ、若しくは介護 、その設備若しくは診療 は件を検査させることがで	介護老人保健施設開設 者
	第112条 第1項	県市町村	くは提示を命じ、指定介 者若しくは管理者、医師 開設者であった者等に対 職員に関係者に対して質 護療養型医療施設に立ち	他の帳簿書類の提出若し 護療養型医療施設の開設 這その他の従事者若しくは けし出頭を求め、又は当該 間させ、若しくは指定介 入り、その設備若しくは の物件を検査させること	指定介護療養型医療施 設

区分	条 文	権限	内	 容	対象施設・対象事業
報告答	第115条 の6 第1項	県 市町村	じ、指定介護予防サービ 定に係る事業所の従事者 ービス事業者であった者 は当該職員に関係者に対 当該指定介護予防サービ	の提出若しくは提示を命 三次事業者若しくは当該指 一若しくは指定介護予防サ 一等に対し出頭を求め、又 けして質問させ、若しくは 三次事業者の当該指定に係 一の設備若しくは帳簿書類 こることができる。	指定介護予防サービス 事業者
等の権限	第115条 の15 第1項	市町村	じ、指定地域密着型介護 くは当該指定に係る事業 地域密着型介護予防サー に対し出頭を求め、又は て質問させ、若しくは当 防サービス事業者の当該	の提出若しくは提示を命 達予防サービス事業者若し 禁所の従事者若しくは指定 一ビス事業者であった者等 は当該職員に関係者に対し 経該指定地域密着型介護予 該指定に係る事業所に立ち は帳簿書類その他の物件を	指定地域密着型介護予 防サービス事業者
	第76条の2 第1項	県	能若しくは人員について は人員について を選挙をしてで定数を満たしてで定数を活定を で規度を に規度を に規度を で規度を で規度を で規度を で規度で で規度で ではに ではに では では では では では では では では では では	び業者の知識若しくは技 て第74条第1項の厚生労働省令 で第74条第1項の厚生労働省令 とは同項の厚生労働省の では同項の関係及び ではの事業の設備及び 適正な指定居宅サー、当該 とい対し、期限を定めて、 対省令で定める基準を遵守 が省令で定める指定居宅 で現定する指定居と でに関する基準を遵守 で関する基準を遵守 でとができる。	指定居宅サービス事業者
勧告の権限	第78条の8 第1項	市町村	ずはの労す関しのななス項た令働条事項法と、と当を定しては、の労す関しのななス項に、はの労す関しのなる者にには、の労す関しのなる対よい、準る定に、と、当第で、進るで、、進るに、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	指定地域密着型サービス事業者

区分	条 文	権限	内容	対象施設・対象事業
	第83条の2 第1項	県	当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員に ついて第81条第1項の厚生労働省令で定める員 数を満たしておらず、又は同条第2項に規定する 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従 って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をして いないと認めるときは、当該指定居宅介護支援事 業者に対し、期限を定めて、同条第1項の厚生労 働省令で定める員数の介護支援専門員を有し、又 は同条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業 の運営に関する基準を遵守すべきことを勧告する ことができる。	指定居宅介護支援事業者
勧告の権限	第91条 <i>の</i> 2 第1項	県	従業者の人員について第88条第1項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第2項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の運営をしていないと認めるときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者に対し、期限を定めて、同条第1項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第2項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。	指定介護老人福祉施設開設者
	第103条 第1項	県	従業者の人員について第97条第2項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第3項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準(運営に関する部分に限る。以下この条において同じ)に適合していないと認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、第97条第2項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第3項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。	介護老人保健施設開設者



# 福祉事務所

福祉についての相談や生活保護の申請をしたい場合は、福祉事務所でその事務を行っています。 福祉事務所は、このほか身体障害者福祉や知的障害者福祉、児童福祉、介護保険、老人福祉、母子 福祉について法律に定められた援護や育成及び更生の事務やいろいろな福祉の相談も行います。

なお、介護保険、老人福祉、身体障害者福祉、知的障害者福祉及び児童福祉に関する相談について は、町村の場合は、各町村役場で行います。

#### 福祉事務所一覧

福祉事務所	所 在 地	電話	管轄
青森市福祉事務所	青森市中央 1 - 22 - 5	017 - 734 - 1111	青森市
弘前市福祉事務所	弘前市上白銀町1-1	0172 – 35 – 1111	弘前市
八戸市福祉事務所	八戸市内丸1-1-1	0178 – 43 – 2111	八戸市
黒石市福祉事務所	黒石市市ノ町 11 - 1	0172 - 52 - 2111	黒石市
五所川原市福祉事務所	五所川原市岩木町 12	0173 – 35 – 2111	五所川原市
十和田市福祉事務所	十和田市西十二番町6-1	0176 - 23 - 5111	十和田市
三沢市福祉事務所	三沢市幸町 3 - 11 - 5 三沢市総合社会福祉センター内	0176 - 51 - 8770	三沢市
むつ市福祉事務所	むつ市金谷1-1-1	0175 – 22 – 1111	むつ市
つがる市福祉事務所	つがる市木造若緑 61 - 1	0173 - 42 - 2111	つがる市
平川市福祉事務所	平川市柏木町藤山 16 - 1	0172 – 44 – 1111	平川市
東地方福祉事務所	青森市新町2-4-30	017 - 734 - 9950	東郡
中南地方福祉事務所	弘前市蔵主町4	0172 - 35 - 1622	中郡・南郡・板柳町
三戸地方福祉事務所	八戸市尻内町字鴨田7	0178 - 27 - 4435	三戸郡・おいらせ 町
西北地方福祉事務所	五所川原市栄町 10	0173 – 35 – 2156	西郡・北郡 (板柳 町を除く)
上北地方福祉事務所	上北郡七戸町字蛇坂 55 - 1	0176 - 62 - 2145	上北郡(おいらせ 町を除く)
下北地方福祉事務所	むつ市中央1-1-8	0175 - 22 - 2296	下北郡

# 保 健 所

県民の健康を守り、快適な生活環境や安心できる保健医療体制を確保するため、疾病の予防、健康 増進、食品衛生、環境衛生等幅広い分野にわたる活動を行い、病気や健康、食品や住まいの環境衛生、 廃棄物等について、それぞれ県民からの相談等に応じています。

#### 保健所一覧

保健所名	所 在 地	電 話	管轄
青森市保健所	青森市造道三丁目 25 - 1 県東地方保健所庁舎内	017 - 765 - 5280	青森市
東地方保健所	青森市造道三丁目 25 - 1	017 - 741 - 8116	東津軽郡
弘前保健所	弘前市大字吉野町4-5	0172 - 33 - 8521	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、 南津軽郡、板柳町
八戸保健所	八戸市大字尻内町字鴨田7	0178 - 27 - 3336	八戸市、三戸郡、おいらせ町
五所川原保健所	五所川原市末広町 14	0173 - 34 - 2108	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北 津軽郡(板柳町を除く)
上十三保健所	十和田市西二番町 10 - 15	0176 - 23 - 4261	十和田市、三沢市、上北郡 (おいらせ 町を除く)
むつ保健所	むつ市大湊新町 11 - 6	0175 - 24 - 1231	むつ市、下北郡

# 心配ごと相談所・ふれあい相談所

生活上などの心配ごとについて、民生委員を中心とした相談員の方たちが、親身になって相談に応 じ解決の方法について力を貸してくれます。

なお、相談は無料であり、県内の市町村社会福祉協議会(一部市町村を除く)にそれぞれ設置されています。

# 交通事故相談

突然、交通事故にあうと慌ててしまいます。損害賠償の請求その他についてどうしたらよいか、と まどうのは当然です。

損害賠償や示談の仕方等について、相談等に応じています。

区 分	相談場所	連絡先	相 談 日	相談時間	
常設相談	青森県交通事故 相談所 青森市長島1-1-1 青森県庁北棟1階	電話 017-734-9235 (FAX 兼用)	月曜日~金曜日 (土日、祝祭日、年 末年始を除く)	8:30~17:30	
移動相談	相談者から希望があったとき、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、むつ市の5市(弘前市は、弘前市民生活センターで、他の4市は各市民相談室)で実施しています。 相談希望者は、交通事故相談所へ相談日時等の予約が必要です。				

# 警察安全相談

配偶者からの身体的暴力、ストーカー、振り込め詐欺等による犯罪被害に関する相談、近隣等とのもめごとなど生活の安全等に関する相談について、警察本部及び各警察署の相談窓口で応じています。

区分	電話番号	区 分	電話番号
警察本部 警察安全相談室	短縮 # 9110 (全国共通) 直通 017 - 735 - 9110	五所川原警察署 (金木分庁舎)	0173 - 35 - 2141 0173 - 53 - 2117
各警察署 警察安全相談窓	(総務課)	板柳警察署 黒石警察署	0172 - 73 - 3151 0172 - 52 - 2311
青森警察署 青森 本浜警察署 等警察署 大間警察署 野心 型前 野 弘 節 テ 野 弘 管察 警察 署署 署署 署署 署署 署署 署署 署署 署署 署署 署署 署署 署署 署署	017 - 723 - 0110 $0172 - 62 - 4021$ $0174 - 22 - 2211$ $0175 - 37 - 2211$ $0175 - 22 - 1321$ $0175 - 64 - 2121$ $0172 - 32 - 0111$ $0173 - 72 - 2151$ $0173 - 42 - 3150$	<ul><li>無石管祭者</li><li>(大鰐分庁舎)</li><li>八戸警察署</li><li>三戸警察署</li><li>五戸警察署</li><li>十和田警察署</li><li>七戸警察署</li><li>三沢警察署</li></ul>	0172 - 52 - 2311 $0172 - 48 - 2241$ $0178 - 43 - 4141$ $0179 - 22 - 1135$ $0178 - 62 - 3241$ $0176 - 23 - 3195$ $0176 - 62 - 3101$ $0176 - 53 - 3145$

# 消費生活センター

消費者から寄せられる商品の品質や安全性、商品・サービスの契約上のトラブルなど消費生活に関する問題について、解決に必要な相談・助言を行っています。

名 称	所 在 地	相談受付時間	休 日	電話
青森県消費生活 センター	青森市中央 3 丁目 20 - 30 県民福祉プラザ 5 階	平日 9:00 ~ 18:00 土·日·祝 10:00 ~ 16:00	年末年始	017 - 722 - 3343
弘前相談室	弘前市蔵主町 4 県弘前合同庁舎内	9:00 ~ 17:00	土·日·祝 年末年始	0172 - 36 - 4500
八戸相談室	八戸市大字尻内町字鴨田 7 県八戸合同庁舎内	9:00 ~ 17:00	土·日·祝 年末年始	0178 - 27 - 3381
むつ相談室	むつ市中央1丁目1-8 県むつ合同庁舎内	9:00 ~ 17:00	土·日·祝 年末年始	0175 - 22 - 7051
青森市民消費生活 センター	青森市中央1丁目22-5 青森市役所内	8:30 ~ 17:00	土·日·祝 年末年始	017 - 722 - 2326
弘前市市民生活 センター	弘前市土手町 154 - 1 土手町分庁舎内	8:30 ~ 16:30	毎週日曜日 年末年始	0172 - 34 - 3179
八戸市消費生活 センター	八戸市内丸1丁目1-1 八戸市庁舎内	8:30 ~ 17:00	土·日·祝 年末年始	0178-43-2111 (内線225)

# 法テラス青森(日本司法支援センター青森地方事務所)

総合法律支援法の施行に基づいて、平成18年4月に設立された日本司法支援センター(以下、 愛称「法テラス」という。)は、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的にし ています。

法テラスでは、面談や電話により、無料で関係機関の相談窓口や法制度の情報を提供するほか、 弁護士・司法書士による法律相談が必要な方で、経済的に余裕のない場合には、民事法律扶助によ る無料法律相談も行っています。

### ○ 相談窓口の案内

犯罪被害支援を行っている機関・団体との連携のもと、各地の相談窓口の情報(支援団体の支援内容、連絡先など)を収集し、「その方が必要とされている支援」を行っている窓口を案内しています。

#### ○ 法制度の紹介

被害にあわれた方や家族の方などが、その被害に係る刑事手続きに適切に関与したり、受けた 損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報(刑事手続きの流れ、各種支援制度など) を提供します。

#### ○ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介

法テラス地方事務所では、犯罪の被害にあわれた方や家族の方などが、弁護士による法律相談等の支援を必要とする場合には、個々の状況に応じて、弁護士を紹介しています。

紹介する弁護士は、弁護士会からの推薦を受けている犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士で、犯罪被害にあわれた方に二次被害を与えないよう心情に配慮しながら、法律相談を行い、必要に応じて、代理人として活動します。

また、弁護士費用については、その方の経済状況等に応じて、民事法律扶助や日弁連委託法律 援助の制度を利用できます。

#### ○ 民事法律扶助(法律相談援助・代理援助)

民事裁判等手続きに関する援助として、無料で法律相談を行い(「法律相談援助」)、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行います(「代理援助」「書類作成援助」)。

例) 損害賠償請求、保護命令の申立てなど 援助要件

- ・ 収入等が一定額以下であること
- 勝訴の見込みがないとはいえないこと
- ・ 民事法律扶助の趣旨に適すること

#### ○ 日弁連委託援助(法律相談援助・代理援助)

殺人、傷害、監禁、強制わいせつなど、生命、身体、自由に対する犯罪や、配偶者暴力(DV)、ストーカー行為による被害を受けた方や家族の方などに、刑事裁判、少年審判及び行政手続等に関する援助を行います。

例) 告訴・告発、事情聴取・法廷傍聴同行、記録閲覧、マスコミ対応など

#### 援助要件

- ・ 収入等が一定額以下であること
- ・ 弁護士に依頼する必要性や相当性があること

### ○ 電話番号

・ 日本全国共通 犯罪被害にあわれた方は ……… 0570 - 079714 法的トラブルでお困りの方は … 0570 - 078374

平 日 9:00 ~ 21:00 土曜日 9:00 ~ 17:00

 日本司法支援センター青森地方事務所(法テラス青森) 青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部2階 0503383-5552

# 常設人権相談所(青森地方法務局・支局内)

法務局では、市町村に配置されている人権擁護委員と協力して、広く人権思想を知ってもらうための啓発活動を行うとともに、人権に関する様々な相談や人権が侵された場合の調査・救済などの活動をしています。

法 務 局 名	課・支局名	所 在 地	電話番号
青森地方法務局	人権擁護課	青森市長島1-3-5 青森第二合同庁舎	017 - 776 - 9024
	むつ支局 むつ市金谷 2 - 6 - 15 下北合同庁舎		0175 - 23 - 3202
	五所川原支局 五所川原市大字唐笠柳字藤巻 507 - 10		0173 - 34 - 2330
	弘前支局 弘前市大字早稲田3-1-1		0172 - 26 - 1150
	八戸支局 八戸市根城 9 - 13 - 9 八戸合同庁舎		0178 - 24 - 3346
	十和田支局	十和田市西二番町 14 - 12 十和田奥入瀬合同庁舎	0176 - 23 - 2424

- 相談受付時間 平日8:30~17:15
- インターネット人権相談受付(24時間受付)
  - ・ パソコンはこちらから https://www.jinken.go.jp/soudan/PC\_AD/0101.html
  - ・ 携帯電話はこちらから http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html
- 女性の人権ホットライン(全国共通) 0570 070 810

# 青森地方裁判所・青森家庭裁判所・青森県内の簡易裁判所

裁判所名	所 在 地	電話番号	管 轄 区 域
・青森地方裁判所 ・青森家庭裁判所 ・青森簡易裁判所	青森市長島 1-3-26	代表 017-722-5351	青森市の内、旧青森市 東津軽郡(平内町、今別町、蓬田 村、外ヶ浜町)
· 青森地方裁判所弘前支部 · 青森家庭裁判所弘前支部 · 弘前簡易裁判所	弘前市下白銀町 7	代表 0172-32-4321	青森市の内、旧南津軽郡浪岡町、 弘前市、黒石市、平川市、中津軽 郡 (西目屋村)、南津軽郡 (藤崎町、 大鰐町、田舎館村)
· 青森地方裁判所八戸支部 · 青森家庭裁判所八戸支部 · 八戸簡易裁判所	八戸市根城 9-13-6	代表 0178-22-3104	八戸市 三戸郡の内、階上町、三戸町、田 子町、南部町
· 青森地方裁判所五所川原支部 · 青森家庭裁判所五所川原支部 · 五所川原簡易裁判所	五所川原市 字元町 54	代表 0173-34-2927	五所川原市、北津軽郡(板柳町、 中泊町、鶴田町)
· 青森地方裁判所十和田支部 · 青森家庭裁判所十和田支部 · 十和田簡易裁判所	十和田市 西二番町 14 - 8	代表 0176-23-2368	十和田市、三沢市、上北郡の内、 六戸町、おいらせ町 三戸郡の内、五戸町、新郷村
<ul><li>・むつ簡易裁判所</li><li>・青森家庭裁判所むつ出張所</li></ul>	むつ市中央 1 - 1 - 5	代表 0175-22-2712	むつ市 下北郡(大間町、東通村、風間浦 村、佐井村)
・野辺地簡易裁判所 ・青森家庭裁判所野辺地出張所	上北郡野辺地町 字野辺地 419	代表 0175-64-3279	上北郡の内、 野辺地町、横浜町、六ヶ所村、東 北町、七戸町
・鰺ヶ沢簡易裁判所	西津軽郡鰺ヶ沢 町大字米町 38	代表 0173-72-2012	つがる市、西津軽郡 (鰺ヶ沢町、 深浦町)

# 青森県弁護士会

〒 030 - 0861 青森市長島1 - 3 - 1 日赤ビル5階電話 017 - 777 - 7285

# 社団法人 青森県社会福祉士会

〒 030-0822 青森市中央 3-20-30 県民福祉プラザ 5 階電話 017-723-2560

# 青森県司法書士会

〒 030 - 0861 青森市長島 3 - 5 - 16 電話 017 - 776 - 8398

# 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日法律第百二十四号)

- 第一章 総則 (第一条~第五条)
- 第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等(第六条~第十九条)
- 第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等(第二十条~第二十五条)
- 第四章 雜則 (第二十六条~第二十八条)
- 第五章 罰則 (第二十九条・第三十条)

附則

#### 第一章総則

(目 的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者 に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する 国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図るこ と等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」 という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関す る施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。
- 2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等(第五 項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下 同じ。)以外のものをいう。
- 3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による 高齢者虐待をいう。
- 4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
  - 一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為
    - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
    - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ 又は二に掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
    - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与 える言動を行うこと。
    - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
  - 二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当 に財産上の利益を得ること。
- 5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待 | とは、次のいずれかに該当する行為 をいう。
  - 一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同 法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第 八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十四項に規定する介護老人福祉 施設、同条第二十五項に規定する介護老人保健施設、同条第二十六項に規定する介護療養型医療

施設若しくは同法第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センター(以下「養介護施設」という。)の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上 の義務を著しく怠ること。
- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に 規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十一項 に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第 十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十八項に規定する介護予防支 援事業(以下「養介護事業」という。)において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサ ービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

(国及び地方公共団体の責務等)

- 第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び 資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、 高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動 を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるととも に、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力す るよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

- 第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢 者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

#### 第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保 護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は

身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、 速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定 は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって 当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

- 第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。
- 2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第 三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

- 第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の三十九第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。
- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと 解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

- 第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。
- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、 前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第 三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者に よる高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養 護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

- 第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保 護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保 するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の三十九第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

- 第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。
- 2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する 届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規 定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢 者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届 出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周 知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

#### 第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該 養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供 を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高 齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

- 第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設 又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設 又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高 齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければ ならない。
- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発 見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町 村に通報しなければならない。
- 3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を 発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に 関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定 による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げ るものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇 その他不利益な取扱いを受けない。
- 第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届 出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事 者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施 設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に 報告しなければならない。
- 2 前項の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定 都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除 き、適用しない。
- 第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による 届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項 であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項 の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。 (通報等を受けた場合の措置)
- 第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定 による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長

又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公 表)

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従 事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するも のとする。

#### 第四章 雑 則

(調査研究)

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応 方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の 保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

- 第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者と行う取引(以下「財産上の不当取引」という。)による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。
- 2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに 財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措 置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制 度が広く利用されるようにしなければならない。

#### 第五章 罰 則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避 し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に 答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検 討)

- 2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目 途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講 ぜられるものとする。

### 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

(平成十八年三月三十一日厚生労働省令第九十四号)

最終改正:平成十八年五月九日厚生労働省令第百十九号

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号) 第二十二条の規定に基づき、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行 規則を次のように定める。

(市町村からの報告)

- 第一条 市町村は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号。以下「法」という。)第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待(以下「虐待」という。)の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該虐待に係る法第二条第五項第一号に規定する養介護施設又は同項第二号に規定する養介護事業の事業所(以下「養介護施設等」という。)の所在地の都道府県に報告しなければならない。
  - 一 養介護施設等の名称、所在地及び種別
  - 二 虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の性別、年齢及び要介護状態区分(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第一項に規定する要介護状態区分をいう。)又は要支援状態区分をいう。)その他の心身の状況
  - 三 虐待の種別、内容及び発生要因
  - 四 虐待を行った養介護施設従事者等(本第二条第二項に規定する養介護施設従事者等をいう。以下同じ。)の氏名、生年月日及び職種
  - 五 市町村が行った対応
- 六 虐待が行われた養介護施設等において改善措置が採られている場合にはその内容 (指定都市及び中核市の例外)
- 第二条 本第二十二条第二項の厚生労働省令で定める場合は、養介護施設等について法第二十一条第 一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出があった場合とする。

(都道府県知事による公表事項)

- 第三条 法第二十五条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
  - 一 虐待があった養介護施設等の種別
  - 二 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

#### 附則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

**附 則** (平成十八年五月九日厚生労働省令第百十九号) この省令は、公布の日から施行する。

# 老人福祉法

#### 1 やむを得ない事由による措置等に関する条文

(支援体制の整備等)

- 第十条の三 市町村は、六十五歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、次条及び第十一条の措置その他地域の実情に応じたきめ細かな措置の積極的な実施に努めるとともに、これらの措置、介護保険法に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援並びに老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。
- 2 市町村は、前項の体制の整備に当たっては、六十五歳以上の者が身体上又は精神上の障害がある ために日常生活を営むのに支障が生じた場合においても、引き続き居宅において日常生活を営むこ とができるよう配慮しなければならない。

(居宅における介護等)

- 第十条の四 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。
  - 一 六十五歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。
  - 二 六十五歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者(養護者を含む。)を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設(以下「老人デイサービスセンター等」という。)に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。 六十五歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第五条の二第四項の

厚生労働省令で定める施設(以下「老人短期入所施設等」という。)に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。 四 六十五歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防

西 八十五歳以上の名であって、身体上又は桐神上の障害があるために日常生活を営むのに文障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第五条の二第五項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。

五 六十五歳以上の者であって、認知症(介護保険法第八条第十六条に規定する認知症をいう。以下同じ。)であるために日常生活を営むのに支障があるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第六項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。

2 市町村は、六十五歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営む のに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じて、 日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与 し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ること ができる。

(老人ホームへの入所等)

- 第十一条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。
  - 一 六十五歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。
  - 二 六十五歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。
  - 三 六十五歳以上の者であって、養護者がないか、又は養護者があってもこれに養護させることが不適当であると認められるものの養護を養護受託者(老人を自己の下に預って養護することを希望する者であって、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。)のうち政令で定めるものに委託すること。
- 2 市町村は、前項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所させ、若しくは 入所を委託し、又はその養護を養護受託者に委託した者が死亡した場合において、その葬祭(葬祭 のために必要な処理を含む。以下同じ。)を行う者がないときは、その葬祭を行い、又はその者を 入所させ、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその 葬祭を行うことを委託する措置を採ることができる。

#### 2 通報等を受けた場合の適切な権限の行使に関する条文

(報告の徴収等)

- 第十八条 都道府県知事は、老人の福祉のために必要があると認めるときは、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの 長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しく はその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明 書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- 4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (改善命令等)
- 第十八条の二 都道府県知事は、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者が第十四条の四の規定 に違反したと認めるときは、当該者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずること ができる。
- 2 都道府県知事は、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは第五条の二第二項から第六項まで、第二十条の二の二若しくは第二十条の三に規定する者の処遇につき不当な行為をしたときは、当該事業を行う者又は当該施設の設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定により、老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターにつき、その事業の制限又は停止を命ずる場合(第一項の命令に違反したことに基づいて認知症対応型老人共同生活援助事業の制限又は停止を命ずる場合を除く。)には、あらかじめ、社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聴かなければならない。
- 第十九条 都道府県知事は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者がこの法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又は当該施設が第十七条第一項の基準に適合しなくなったときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は第十五条第四項の規定による認可を取り消すことができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームにつき、その事業 の廃止を命じ、又は設置の認可を取り消す場合には、あらかじめ、社会福祉法第七条第一項に規定 する地方社会福祉審議会の意見を聞かなければならない。

(措置の受託義務)

- 第二十条 老人居宅生活支援事業を行う者並びに老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設の 設置者は、第十条の四第一項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒 んではならない。
- 2 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は、第十一条の規定による入所の委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(届出等)

- 第二十九条 有料老人ホーム(老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの(以下「介護等」という。)の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。)をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。
  - 一 施設の名称及び設置予定地
  - 二 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
  - 三 条例、定款その他の基本約款
  - 四 事業開始の予定年月日
  - 五 施設の管理者の氏名及び住所

- 六 施設において供与される介護等の内容
- 七 その他厚生労働省令で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、変更の日から 一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止 したときも、同様とする。
- 3 有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームの事業について、厚生労働省令で定めるところ により、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。
- 4 有料老人ホームの設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームに入居する者又は入居しようとする者に対して、当該有料老人ホームにおいて供与する介護等の内容その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を開示しなければならない。
- 5 有料老人ホームの設置者のうち、終身にわたって受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。
- 6 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与を委託された者(以下「介護等受託者」という。)に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 7 第十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。
- 8 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第三項から第五項までの規定に違反したと認めるとき、当該有料老人ホームに入居している者(以下「入居者」という。)の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
- 9 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

#### 3 審査請求に関する条文

(審判の請求)

第三十二条 市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めると きは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六 条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

# 介護保険法

(報告等)

- 第七十六条 都道府県知事又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下この項において「指定居宅サービス事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(勧告、命令等)

- 第七十六条の二 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第七十四条第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていないと認めるときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定居宅サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定居宅サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。
- 5 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行った指定居宅サービス事業者について、第 七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指 定居宅サービスの事業の運営をしていないと認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在 地の都道府県知事に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

- 第七十七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
  - 一 指定居宅サービス事業者が、第七十条第二項第四号、第五号、第十号又は第十一号のいずれか に該当するに至ったとき。
  - 二 指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第七十四条第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなったとき。
  - 三 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び 運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったと き。

- 四 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第四項に規定する義務に違反したと認められるとき。
- 五 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。
- 六 指定居宅サービス事業者が、第七十六条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは 提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 七 指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第七十六条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 八 指定居宅サービス事業者が、不正の手段により第四十一条第一項本文の指定を受けたとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 十 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著し く不当な行為をしたとき。
- 十一 指定居宅サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は 指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不 正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- 十二 指定居宅サービス事業者が法人でない病院等である場合において、その管理者が指定の取消 し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に 関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 2 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行った指定居宅サービス事業者について、前項各 号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事 に通知しなければならない。
  - ※ その他の報告等、勧告、命令等、指定の取消し等の条文 指定地域密着型サービス事業者 第78条の6~9 指定居宅介護保険事業者 第83条~第84条 指定介護老人福祉施設 第90条~第92条 介護老人保健施設 第100条~第104条 指定介護療養型医療施設 第112条~第114条 指定介護予防サービス事業者 第115条の6~第115条の8 指定地域密着型介護予防サービス事業者等 第115条の15~第115条の17 指定介護予防支援事業者等 第115条の24~第115条の26

# 警察官職務執行法

(犯罪の予防及び制止)

第五条 警察官は、犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があって、急を要する場合においては、その行為を制止することができる。

(立 入)

第六条 警察官は、前二条に規定する危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、已むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができる。

(以下省略)

# 刑事訴訟法

- 第二百十二条 現に罪を行い、又は現に罪を行い終った者を現行犯人とする。
- 2 左の各号の一にあたる者が、罪を行い終ってから間がないと明らかに認められるときは、これを 現行犯人とみなす。
  - 一 犯人として追呼されているとき。
  - 二 贓物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる兇器その他の物を所持しているとき。
  - 三 身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき。
  - 四 誰何されて逃走しようとするとき。
- 第二百十三条 現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる。
- 第二百二十条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第百九十九条の規定により被疑者を逮捕する場合又は現行犯人を逮捕する場合において必要があるときは、左の処分をすることができる。第 二百十条の規定により被疑者を逮捕する場合において必要があるときも、同様である。
  - 一 人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り被疑者の捜索をすること。
  - 二 逮捕の現場で差押、捜索又は検証をすること。

(以下省略)

# ● 平成19年度高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果

厚生労働省発表平成20年10月6日



照会先 老健局計画課

認知症・虐待防止対策推進室

 室
 長
 井
 内
 雅
 明

 室長補佐
 山
 本
 亨

課長補佐 土 岐 敦 史

電話 03-5253-1111 内線 3966,3868

03-3595-2168 (直通)

平成 19 年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等 に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

#### 【調査目的】

平成19年度に、全国の市町村等において、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき行われた、高齢者虐待についての対応状況等を把握するため、昨年度に引き続き、全市町村(特別区を含む。19年度末1,816団体)及び都道府県を対象とした調査を実施した。

#### 【調査結果】

#### 1. 概要

- ・市町村の高齢者虐待防止に係る体制整備は、調査対象13項目全てで昨年度より実施率が上 昇しており、法施行2年目を迎え、取組みが進みつつある。(62頁図1)
- ・このうち、相談・通報窓口の設置及び周知は、ほぼ全ての市町村で実施済みとなったほか、 住民等への高齢者虐待防止についての啓発活動も実施市町村数が大きく増えた。
- ・高齢者虐待防止法についての理解が進んだことにより、<u>市町村等への相談・通報件数は、</u>養介護施設従事者等(※1)による高齢者虐待、養護者(※2)による高齢者虐待ともに<u>増加した。</u>これに伴い、<u>虐待が認められ、市町村等による対応が行われた件数も増加した。</u>(62 頁表1)
  - ※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者 ※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等
- ・虐待が認められた事例では、虐待の類型、虐待を受けた者の性別、年齢、要介護度、認知症 の程度などの状況について、昨年度とほぼ同様の傾向が見られた。
- ・具体的な状況は以下のとおり。

### 2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待 (括弧内は添付資料:調査結果のページ数)

- ・平成19年度に相談・通報のあった件数は、379件であり、前年度より106件(38.8%) 増加した。(2P)
- ・相談・通報者は、「当該施設職員」が26.1%で最も多く、次いで「親族」25.6%であった。 (2P)
- ・市町村又は都道府県が事実確認調査を行い、虐待の事実が認められた事例は、**62件**であり、 前年度より**8件(14.8%)** 増加した。(2~4P)

- ・虐待の事実が認められた事例における施設種別は、「認知症対応型共同生活介護」30.6%、 「特別養護老人ホーム」27.4%、「介護老人保健施設」14.5%の順であった。(5P)
- ・虐待の種別・類型では、「身体的虐待」が最も多く77.4%、次いで「心理的虐待」30.6%、 「介護等放棄」16.1%であった(重複あり)。(5P)
- ・被虐待高齢者は、女性が8割を占め、年齢は80歳台が約4割であった。要介護度は3以上が約8割を占めた。(5~6P)
- ・虐待者は、40歳未満が4割、職種は「介護職員」が8割を超える。 (6~7P)
- ・虐待事例への市町村等の対応は、施設等への指導、改善計画の提出のほか、法の規定に基づく 改善勧告、改善命令、指定取消等が行われた。 (7P)

#### 3. 養護者による高齢者虐待

- ・平成19年度に相談・通報のあった件数は、19,971件であり、前年度より1,581件(8.6%) 増加 した。(8P)
- ・相談・通報者は、「介護支援専門員等」が42.1%で最も多く、次いで「家族親族」12.8%、「被虐待者本人」12.6%であった。(8P)
- ・これら通報・相談に対する市町村の事実確認調査は「訪問調査」が59.8%、「関係者からの情報収集」31.7%、「立入調査」1.0%により実施された。(8~9P)
- ・調査の結果、虐待を受けた又は受けたと判断された事例は、13,273件であり、前年度より704件(5.6%)増加した。(9P)
- ・虐待の種別・類型では、「身体的虐待」が63.7%で最も多く、次いで「心理的虐待」38.3%、「介護等放棄」28.0%、「経済的虐待」25.8%であった(重複あり)。(9P)
- ・被虐待高齢者は、女性が約8割、年齢は80歳台が約4割であった、要介護認定の状況は認定済みが約7割であり、要介護認定を受けた者を要介護度別に見ると、要介護3が21.2%、要介護2が18.8%の順であった。また、認知症日常生活自立度II以上の者は、被虐待高齢者全体の44.5%を占めた。(10~11P)
- ・虐待者との同居の有無では、同居が8割以上、世帯構成は「未婚の子と同一世帯」が34.5%で最も多く、既婚の子を合わせると6割以上が子と同一世帯であった。続柄では、「息子」が40.6%で最も多く、次いで「夫」15.8%、「娘」15.0%であった。(11~12P)
- ・虐待事例への市町村の対応は、「被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離」が3割強の事例で行われた。分離を行った事例では、「介護保険サービスの利用」が38.2%で最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が21.0%であった。分離していない事例では、「養護者に対する助言指導」が48.6%で最も多く、次いで「ケアプランの見直し」28.4%であった。(12~13P)
- ・権利擁護に関しては、成年後見制度の「利用開始済み」が204件、「手続き中」が188件であり、うち市町村長申立は133件であった。(13P)
- ・市町村で把握している平成19年度の虐待等による死亡事例は、「養護者による殺人」13件、「介護放棄による致死」7件、「心中」4件、「虐待による致死」3件で、合わせて27人であった。(13P)

#### 4. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

・項目ごとの実施率では、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の設置」が99.9%、「高齢者虐

待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が98.5%とほとんどの市町村で実施済みとなっている。一方、「関係専門機関介入支援ネットワークの構築への取組」37.3%、「保健医療福祉サービス介入支援ネットワークの構築への取組」38.5%などの項目についての実施率が低かった。(14P)

#### 【その他】

調査結果は、近く開催する予定の都道府県担当課長会議において周知するとともに、今後の高齢 者虐待防止において留意すべき点について、通知を発出し、あわせて虐待防止に向けた取組の一層 の強化を求めることとしている。

また、会議においては、専門研究機関の作成した「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集(※)」を配布の上解説するなど、高齢者虐待の防止に向けた具体的な助言も行う予定である。

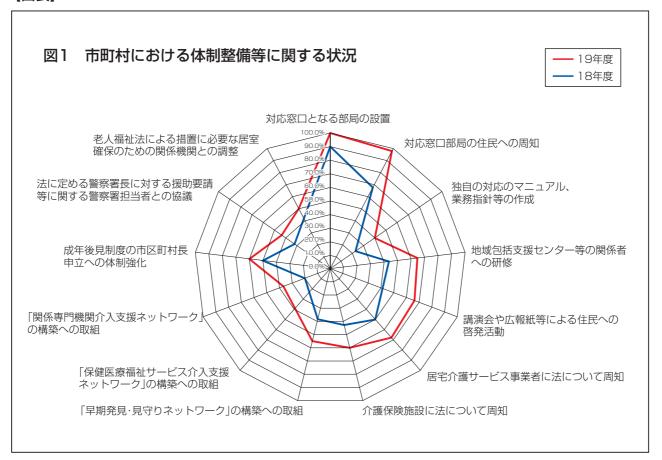
#### ※事例集について

- ・作成者:認知症介護研究・研修仙台センター、東京センター、大府センター (厚生労働省補助事業(老人保健健康増進等事業補助金))
- ・内容:①養介護施設従事者等による高齢者虐待の考え方
  - ②養介護施設・事業所における高齢者虐待防止のための課題と対策
  - ③養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止・対応事例
  - ④Q&A 高齢者虐待に該当する具体的な行為について

#### 【添付資料】

調査結果全文

### 【図表】



### 表1 相談・通報件数、虐待判断件数

	養介護施設従事者	音等によるもの	養護者によるもの		
	相談・通報件数	虐待判断件数	相談・通報件数	虐待判断件数	
19年度	379件	62件	19,971 件	13,273件	
18年度	273 件	54 件	18,390件	12,569件	
増減(増減率)	106件 (38.8%)	8件 (14.8%)	1,581件 (8.6%)	704件 (5.6%)	

# 平成19年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に 関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

# 目 次

調査の概要	1
1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての	D対応状況等
1. 市町村における対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	2
(2) 相談・通報者	
(3) 事実確認の状況	
(4) 都道府県への報告	3
2. 都道府県における対応状況等	
(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例	
(2) 都道府県が直接把握した事例	
(3) 虐待の事実が認められた事例件数	4
3. 虐待の事実が認められた事例について	
(1) 施設・事業所の種別	
(2) 虐待の種別・類型	
(3) 被虐待高齢者の状況	
(4) 虐待を行った養介護施設従事者等の状況	
(5) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	······ 7
2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等	
と、 食暖日にある同郷日に可に フいての別心水心寺	
(1) 相談・通報対応件数	8
(2) 相談・通報者	8
(3) 事実確認の状況	-
(4) 事実確認調査の結果	
(5) 虐待の種別・類型	
(6) 被虐待高齢者の状況	
(7) 虐待への対応策	
(8) 虐待等による死亡事例	
3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制型	<b>整備等について</b> 14

# 調査の概要

#### 【調査目的】

平成19年度における養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

#### 【調査方法】

全国1,816市町村(特別区を含む)及び47都道府県を対象に、平成19年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例、及び平成18年度に相談・通報があり、平成19年度において事実確認や対応を行った事例について、主として以下の項目の質問で構成されるアンケートを行った。

- ○市町村対象の調査
  - 1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待
    - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
    - (2) 事実確認の状況と結果
  - 2. 養護者による高齢者虐待
    - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
    - (2) 事実確認の状況と結果
    - (3) 虐待の種別・類型
    - (4) 被虐待高齢者の状況
    - (5) 虐待への対応策
  - 3. 高齢者虐待対応に関する体制整備の状況
  - 4. 虐待等による死亡事例の状況
- ○都道府県対象の調査 (養介護施設従事者等による高齢者虐待)
  - 1. 市町村からの報告件数
  - 2. 都道府県が直接受け付けた相談・通報対応件数
  - 3.1及び2における具体的内容

虐待があった施設等の種別、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況、行政の対応等

#### 【用語解説】

「養介護施設従事者等」とは

・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

#### 「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設(地域密着型施設も含む)、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包 括支援センター

#### 「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介 護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

#### 「養護者」とは

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

# 調査結果

### 1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

#### 1. 市町村における対応状況等

#### (1) 相談・通報対応件数(表1)

平成19年度、全国の1,816市町村(特別区を含む)で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、379件であった。平成18年度は273件であり、106件(38.8%)増加した。

#### 表1 相談·通報件数

	19 年度	18 年度	増減 (%)
件数	379	273	106 (38.8%)

### (2) 相談・通報者 (表2)

相談・通報者の内訳は、「当該施設職員」が26.1%と最も多く、次いで「親族」が25.6%、「当該施設元職員」が12.4%であった。なお、「本人による届出」は5.3%であった。

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数379件と一致しない。

#### 表2 相談·通報者内訳(複数回答)

	本人に よる届 出	家族· 親族	当該施設職員	当該施 設元職 員	医師	介護支 援専門 員	国民健 康保険 団体連 合会	都道府 県から 連絡	その他	不明 (匿名 を む)	合 計
人数	20	97	99	47	6	20	6	22	68	47	432
構成割 合(%)	5.3	25.6	26.1	12.4	1.6	5.3	1.6	5.8	17.9	12.4	_

<sup>(</sup>注) 構成割合は、相談・通報件数 379 件に対するもの。

#### (3) 事実確認の状況 (表3)

平成19年度において「事実確認を行った事例」は347件、「事実確認を行わなかった事例」は47件であった。「事実確認を行った事例」347件のうち、「虐待の事実が認められた事例」が61件、「事実が認められなかった事例」が178件、「判断に至らなかった事例」が108件であった。

一方、事実確認を行わなかった47件について、その理由は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が18件、「後日、事実確認を予定している又は対応を検討中の事例」が14件、「その他」が15件であった。

※ 相談・通報に関する事実確認の状況には、平成18年度に相談・通報があったもののうち、平成19年度に入って調査を行ったものを含むため、合計件数は平成19年度の相談・通報件数379件と一致しない。

表3 相談・通報に関する事実確認の状況

	事実確認調査を行った事例				事実確認調査を行わなかった事例			
	総数	事実が 認めら れた	事実が 認めら れなか った	判断に 至らな かった	総数	虐待なる はな不 要とした	調査を 予定いは 又は 対中	その他
件数	347	61	178	108	47	18	14	15
構成割合(%)	88.1	15.5	45.2	27.4	11.9	4.6	3.6	3.8

#### (4) 都道府県への報告(表4)

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する 支援等に関する法律(以下「法」という。)第22条及び同法施行規則第1条の規定により、通報又 は届出を受けた市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、養介護施設従事者等 による高齢者虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要 が生じた場合に、当該養介護施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされて いる。

事実確認を行った事例347件のうち、62件の事例について市町村から都道府県へ報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が56件、「都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」が6件であった。

※ 都道府県と共同して事実の確認を行う必要があるとして報告された6件には、市町村において虐待 の事実が認められたが、なお、都道府県と共同して事実の確認を行う必要があるもの5件を含む。

表4 養介護施設従事者等による虐待に関する市町村から都道府県への報告

市町	市町村から都道府県への報告			
	虐待の事実が認められた			
	都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある	6 件		

# 2. 都道府県における対応状況等

#### (1) 市町村から都道府県へ報告があった事例 (表5)

市町村から「都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」と報告があった事例6件について事実確認調査をした結果、「虐待の事実が認められた事例」が4件、「虐待ではないと判断した事例」が1件、「虐待の判断に至らなかった事例」が1件であった。

表5 市町村から報告された事例への都道府県の対応

都道	府県と共同して事実の確認を行う必要がある事例	6件
	虐待の事実が認められた事例	4件
	虐待ではないと判断した事例	1件
	虐待の判断に至らなかった事例	1件

#### (2) 都道府県が直接把握した事例 (表6)

市町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例が55件あり、このうち33件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が2件、「虐待ではないと判断した事例」が4件、「虐待の事実が確認できなかった事例」が27件であった。

※ 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例のうち、市町村へも相談・通報があり、市町村から 報告があった事例が3件あるため、合計件数は都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例件数55 件と一致しない。

#### 表6 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例における事実確認状況及びその結果

都道	府県が直接、相談・通報を受け付けた事例	55 件
	事実確認により虐待の事実が認められた事例	2 件
	事実確認により虐待ではないと判断した事例	4件
	事実確認を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	27 件
	後日、事実確認を予定している又は要否を検討中の事例	8件
	事実確認調査を行わなかった事例	11 件

### (3) 虐待の事実が認められた事例件数 (表7,8)

虐待の事実が認められた事例は、市町村から都道府県へ報告があった事例では56件、都道府県と共同して事実確認を行った事例では4件、都道府県が直接把握した事例では2件であり、これらを合わせた総数は、62件であった。これを都道府県別にみると表8のとおりである。

#### 表7 虐待の事実が認められた事例件数

区	分	市町村から都道府県へ 報告があった事例	都道府県と共同して事 実確認を行った事例	都道府県が直接把握し た事例	総数
件	数	56	4	2	62

#### 表8 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた事例の件数 (平成19年度)

	件数		件 数		件数		件数
北海道	3	東京都	3	滋賀県	0	香川県	1
青森県	2	神奈川県	6	京都府	0	愛媛県	4
岩手県	0	新潟県	1	大阪府	3	高知県	3
宮城県	1	富山県	0	兵庫県	2	福岡県	3
秋田県	3	石川県	2	奈良県	1	佐賀県	0
山形県	1	福井県	0	和歌山県	1	長崎県	0
福島県	1	山梨県	0	鳥取県	0	熊本県	0
茨城県	2	長野県	1	島根県	3	大分県	0
栃木県	0	岐阜県	0	岡山県	1	宮崎県	0
群馬県	1	静岡県	1	広島県	2	鹿児島県	3
埼玉県	5	愛知県	0	山口県	0	沖縄県	0
千葉県	0	三重県	2	徳島県	0	合計	62

#### 3. 虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた62件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待の種別・類型、虐待を 受けた高齢者及び虐待を行った養介護施設従事者等の状況等について集計を行った。

#### (1) 施設・事業所の種別 (表9)

「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」が30.6%と最も多く、次いで「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)」が27.4%、「介護老人保健施設」が14.5%、「有料老人ホーム」が11.3%の順であった。

表9 当該施設・事業所の種別

	特別養護老人	施設 企護老人保健	療施設 療養型医	共同生活介護	有料老人	ボーム 軽費老人	表護老人	短期入所施設	訪問入浴介護	ゼスセンター	合計
件数	17	9	2	19	7	0	1	4	1	2	62
構成割 合(%)	27.4	14.5	3.2	30.6	11.3	0.0	1.6	6.5	1.6	3.2	100.0

#### (2) 虐待の種別・類型 (表10)

虐待の種別・類型(複数回答)は、「身体的虐待」が77.4%と最も多く、次いで「心理的虐待」が30.6%、「介護等放棄」が16.1%であった。

※ 1件の事例に対し複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、 合計件数は虐待の事実が認められた事例件数62件と一致しない。

表10 虐待の種別・類型(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合 計
件数	48	10	19	3	5	85
構成割合(%)	77.4	16.1	30.6	4.8	8.1	_

<sup>(</sup>注)構成割合は、虐待の事実が認められた事例件数62件に対するもの。

#### (3) 被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者の性、年齢階級及び要介護状態区分について、被虐待高齢者が特定できなかった 1件を除く61件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合 があるため、61件の事例に対し被虐待高齢者の総数は100人であった。

#### ア. 性別 (表11)

「男性」が21.0%、「女性」が79.0%と、全体の約8割が「女性」であった。

#### イ. 年齢 (表12)

「 $80\sim84$ 歳」が23.0%と最も多く、次いで「 $75\sim79$ 歳」が20.0%、「 $65\sim69$ 歳」が17.0%であった。

表11 被虐待高齢者の性別

	男	女	合 計
人 数	21	79	100
構成割合(%)	21.0	79.0	100.0

表12 被虐待高齢者の年齢

	65歳未満	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90~99歳	100歳以上	合 計
人数	4	17	14	20	23	16	4	2	100
構成割合(%)	4.0	17.0	14.0	20.0	23.0	16.0	4.0	2.0	100.0

<sup>(</sup>注)被虐待高齢者の特定ができなかった1件を除く61件の事例を集計。

#### ウ. 要介護状態区分(表13)

「要介護4」が37.0%と最も多く、次いで「要介護3」が24.0%、「要介護5」が23.0%であり、合わせて「要介護3以上」が84.0%と約8割を占めた。

表13 被虐待高齢者の要介護状態区分

	人 数	構成割合(%)
自 立	1	1.0
要支援1	0	0.0
要支援 2	2	2.0
要介護1	2	2.0
要介護 2	11	11.0
要介護3	24	24.0
要介護 4	37	37.0
要介護 5	23	23.0
合 計	100	100.0

<sup>(</sup>注)被虐待高齢者が特定できなかった1件を除く61件の事例を集計。

#### (4) 虐待を行った養介護施設従事者等の状況

虐待を行った養介護施設従事者等(以下、「虐待者」という。)の年齢及び職種について、虐待者が特定できなかった1件を除く61件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、61件の事例に対し虐待者の総数は69人であった。

# ア. 年齢 (表14)

「30歳未満」が23.2%と最も多く、次いで「 $30\sim39$ 歳」が17.4%であり、これらを合わせると「40歳未満」が約4割を占めた。

表14 虐待を行った養介護施設従事者等の年齢

	30歳未満	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	不 明	合 計
人数	16	12	8	10	7	16	69
構成割合(%)	23.2	17.4	11.6	14.5	10.1	23.2	100

<sup>(</sup>注) 虐待者が特定できなかった1件を除く61件の事例を集計。

#### イ. 職種 (表15)

「介護職員」が84.1%、「管理者」が8.7%、「看護職員」が4.3%、「開設者」が2.9%であった。

表15 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

	介護職員	看護職員	管理者	施設長	開設者	合 計
件 数	58	3	6	0	2	69
構成割合(%)	84.1	4.3	8.7	0.0	2.9	100.0

<sup>(</sup>注) 虐待者が特定できなかった1件を除く61件の事例を集計。

#### (5) 虐待の事実が認められた事例への対応状況 (表16)

都道府県又は市町村が、虐待の事実が認められた事例62件について行った対応は次のとおりである。

市町村による指導は、「施設等に対する指導」が55件、「改善計画提出依頼」が44件、「従事者への注意・指導」21件であった。

市町村又は都道府県が、介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査、指導」が34件、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」2件、「改善命令」1件及び「指定取消」2件であった。

当該施設等における改善措置(複数回答)としては、市町村又は都道府県への「改善計画の提出」51件、「勧告・命令等への対応」2件及び「その他」11件であった。その他の主な具体的な内容は、「虐待を行っていた職員の懲戒処分(解雇等)」「高齢者虐待対応マニュアルの作成」「緊急職員会議の開催」「虐待防止について研修、啓発」「虐待防止のための第三者委員会設置」等であった。

表16 虐待の事実が認められた事例への対応状況

	施設等に対する指導	55 件
市町村による指導等	改善計画提出依頼	44 件
	従事者への注意・指導	21 件
	報告徵収、質問、立入検査、指導	34 件
介護保険法又は老人福祉法の規定による	改善勧告	2件
	改善命令	1件
権限の行使(都道府県又は市町村)	指定の停止	0 件
	指定取消	2 件
	合 計	39 件
	施設等から改善計画の提出	51 件
当該施設等における改善措置(複数回答)	勧告・命令等への対応	2 件
	その他	11 件

<sup>(</sup>注) 改善命令1件及び指定取消2件は平成20年度に行われた。

### 2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

# (1) 相談・通報対応件数 (表17)

平成19年度、全国の1,816市町村(特別区を含む)で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、19,971件であった。平成18年度は、18,390件であり、1,581件(8.6%)増加した。

表17 相談·通報件数

	19 年度	18 年度	増減(%)
件数	19,971	18,390	1,581 (8.6%)

#### (2) 相談・通報者 (表18)

「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が42.1%と最も多く、次いで「家族・親族」が12.8%、「被虐待高齢者本人」が12.6%、「民生委員」が8.5%、「当該市町村行政職員」が7.6%、「警察」が7.1%であった。

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数19,971件と一致しない。

表18 相談・通報者(複数回答)

		事業所職員 員·介護な援専門	知人生民・	民生委員	本人 本人 番 者	家族・親族	虐待者自身	行政職員 当該市町村	警察	その他	不明	合計
件	数	8,417	1,102	1,701	2,514	2,548	287	1,518	1,415	2,058	144	21,704
	成割 (%)	42.1	5.5	8.5	12.6	12.8	1.4	7.6	7.1	10.3	0.7	_

<sup>(</sup>注) 構成割合は、相談・通報件数 19,971 件に対するもの。

#### (3) 事実確認の状況 (表19)

「事実確認調査を行った」が92.5%、「事実確認調査を行っていない」が7.5%であった。事実確認調査を行った事例のうち、法第11条に基づく「立入調査を行った事例」は1.0%であり、「訪問調査を行った事例」が59.8%、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が31.7%であった。事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が3.6%、「後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例」が3.9%である。

※ 事実確認の実施状況には、平成18年度に相談・通報があったもののうち、平成19年度に入って事実 確認を行ったものが含まれるため、合計件数は平成19年度の相談・通報件数19.971件と一致しない。

表19 事実確認の実施状況

	件数	構成割合 (%)
事実確認調査を行った事例	18,571	92.5
立入調査以外の方法により調査を行った事例	18,361	(91.5)
訪問調査を行った事例	12,006	[59.8]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	6,355	[31.7]
立入調査により調査を行った事例	210	(1.0)
警察が同行した事例	82	[0.4]
警察に援助要請したが同行はなかった事例	29	[0.1]
事実確認調査を行っていない事例	1,505	7.5
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確 認調査不要と判断した事例	714	(3.6)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又 は事実確認調査の要否を検討中の事例	791	(3.9)
合 計	20,076	100.0

### (4) 事実確認調査の結果 (表20)

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下、「虐待判断事例」という。)の件数は、13,273件であった。平成18年度は、12,569件であり、704件(5.6%)増加した。

表20 事実確認調査の結果

	件 数	構成割合(%)
虐待を受けた又は受けたと判断した事例	13,273	71.5
虐待ではないと判断した事例	3,185	17.2
虐待の判断に至らなかった事例	2,113	11.4
合 計	18,571	100.0

以下、虐待判断事例件数13,273件を対象に、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

#### (5) 虐待の種別・類型 (表21)

「身体的虐待」が63.7%と最も多く、次いで「心理的虐待」が38.3%、「介護等放棄」が28.0%、 「経済的虐待」が25.8%、「性的虐待」が0.7%であった。

※ 1件の事例に対し、複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、 合計件数は虐待判断事例件数13.273件と一致しない。

表21 虐待の種別・類型(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合 計
件数	8,461	3,717	5,089	96	3,426	20,789
構成割合(%)	63.7	28.0	38.3	0.7	25.8	_

(注)構成割合は、虐待判断事例件数13,273件に対するもの。

### (6) 被虐待高齢者の状況

#### ア. 性別及び年齢 (表22、表23)

性別では「女性」が77.4%、「男性」が22.4%と「女性」が全体の約8割を占めていた。年齢階級別では「80~84歳」が23.6%と最も多かった。

なお、1件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数13,273件に対し、被虐待高齢者人数は13,727人であった。

表22 被虐待高齢者の性別

	男	女	不 明	合 計
人数	3,073	10,626	28	13,727
構成割合(%)	22.4	77.4	0.2	100.0

#### 表23 被虐待高齢者の年齢

	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90歳以上	不 明	合 計
人数	1,373	2,159	3,038	3,234	2,304	1,394	225	13,727
構成割合(%)	10.0	15.7	22.1	23.6	16.8	10.2	1.7	100.0

#### イ. 要介護認定者数 (表24)

被虐待高齢者13,727人のうち、介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者が69.2% (9,496人) と、約7割が要介護認定者であった。

表24 被虐待高齢者の要介護認定

	人数	構成割合(%)
未申請	3,275	23.9
申請中	293	2.1
認定済み	9,496	69.2
認定非該当 (自立)	471	3.4
不 明	192	1.4
合 計	13,727	100.0

### ウ. 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度 (表25、表26)

要介護認定者 9,496人における要介護状態区分は、「要介護 3」が 21.2% と最も多く、次いで「要介護 2」が 18.8%、「要介護 1」が 18.0%の順であった。また、要介護認定者における認知症日常生活自立度「II 以上」の者は 64.3%であり、被虐待高齢者全体(13,727人)の 44.5% を占めた。

	人数	構成割合(%)
要支援1	709	7.5
要支援 2	910	9.6
要介護1	1,705	18.0
要介護 2	1,784	18.8
要介護3	2,016	21.2
要介護 4	1,409	14.8
要介護 5	837	8.8
不 明	126	1.3
合 計	9,496	100.0

表 25 要介護認定者の要介護状態区分 表 26 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	構成割合(%)
自立又は認知症なし	1,517	16.0
自立度 I	1,430	15.1
自立度Ⅱ	2,346	24.7
自立度Ⅲ	1,937	20.4
自立度Ⅳ	694	7.3
自立度M	166	1.7
認知症あるが自立度不明	963	10.1
自立度Ⅱ以上 (再掲)	(6,106)	(64.3)
認知症の有無が不明	443	4.8
合 計	9,496	100.0

<sup>(</sup>注) 「認知症あるが自立度不明」には、一部「自立度 I」 が含まれている可能性がある。

### エ. 虐待者との同居・別居の状況 (表27)

「虐待者と同居」が85.7%と、8割以上が虐待者と同居であった。

表27 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不 明	合 計
件数	11,375	1,547	228	123	13,273
構成割合(%)	85.7	11.7	1.7	0.9	100.0

#### オ. 世帯構成 (表28)

「未婚の子と同一世帯」が34.5%と最も多く、次いで「既婚の子と同一世帯」が29.1%であ り、両者を合わせると63.6%と、6割以上が子と同一の世帯であった。

表28 世帯構成

	単身世帯	夫婦二人世 帯	未婚の子と 同一世帯	既婚の子と 同一世帯	その他	不 明	合 計
件数	1,092	2,274	4,581	3,862	1,269	195	13,273
構成割合(%)	8.2	17.1	34.5	29.1	9.6	1.5	100.0

#### カ. 虐待者との関係 (表29)

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が40.6%と最も多く、次いで「夫」が15.8 %、「娘」が15.0%の順であった。

なお、1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数13,273件に対し 虐待者人数は14,776人であった。

表29 虐待者の被虐待高齢者との続柄

		夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者 (嫁)	娘の配 偶者 (婿)	兄弟妹	孫	その他	不 明	合計
件	数	2,338	728	5,994	2,212	1,456	332	271	661	688	96	14,776
構成割	]合(%)	15.8	4.9	40.6	15.0	9.9	2.2	1.8	4.5	4.7	0.6	100.0

#### (7) 虐待への対応策

#### ア. 分離の有無(表30)

虐待への対応として、「被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が35.5%と、3割を超える事例で分離が行われていた。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は55.9%であった。

※ 虐待への対応には、平成18年度の虐待判断事例のうち、平成19年度に入って対応を行ったものを含むため、合計件数は平成19年度の虐待判断事例件数13,273件と一致しない。

表30 虐待への対応策としての分離の有無

	件数	構成割合(%)
被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例	4,939	35.5
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	7,780	55.9
被虐待高齢者が複数で異なる対応(分離と非分離)の事例	47	0.3
対応について検討、調整中の事例	612	4.4
その他	544	3.9
合 計	13,922	100.0

#### イ. 分離を行った事例の対応 (表31)

分離を行った事例(表30の「分離を行った事例」4,939件と「被虐待高齢者が複数で異なる対応の事例」47件の合計4,986件)における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が38.2%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が21.0%、「やむを得ない事由等による措置」が11.8%の順であった。「やむを得ない事由等による措置」を行った588件のうち、29.6%に当たる174件において面会を制限する措置が行われていた。

表31 分離を行った事例の対応の内訳

		件数	構成割合(%)
契約による介護保険サービス	1,906	38.2	
やむを得ない事由等による措	588	11.8	
	面会の制限を行った事例	174	
緊急一時保護		511	10.2
医療機関への一時入院		1,045	21.0
その他		936	18.8
合	計	4,986	100.0

#### ウ. 分離していない事例の対応の内訳(表32)

分離していない事例(表30の「分離していない事例」7,780件と「被虐待高齢者が複数で異なる対応の事例」47件の合計7,827件)における対応では、「養護者に対する助言・指導」が48.6%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が28.4%、「見守り」が24.0%であった。

表32 分離していない事例の対応の内訳(複数回答)

	件数	構成割合(%)
養護者に対する助言・指導	3,802	48.6
養護者自身が介護負担軽減のための事業に参加	287	3.7
被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを新たに利用	1,128	14.4
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	2,221	28.4
被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	748	9.6
その他	1,194	15.3
見守り	1,879	24.0
合 計	11,259	_

<sup>(</sup>注)構成割合は、分離していない事例件数 7.827 件に対するもの。

#### エ. 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」が204件、「利用手続き中」が188件であり、これらを合わせた392件のうち、市町村長申し立ての事例は133例(33.9%)であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は229件であった。

#### (8) 虐待等による死亡事例

「介護している親族による、介護をめぐって発生した事件で、被介護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」のうち、平成19年4月1日~平成20年3月31日の間に発生し、市町村で把握している事例について情報提供を求めた。

#### ア. 事件形態、事件数及び被害者数

「養護者による被養護者の殺人」が13件、「養護者の介護等放棄(ネグレクト)による被養護者の致死」7件、「心中」4件、「養護者の虐待(介護等放棄を除く)による被養護者の致死」3件であり、合わせて27件27人であった。

#### イ. 被害者、加害者の性別及び続柄

被害者の性別は「男性」8人(29.6%)、「女性」19人(70.4%) であった。年齢は、「75-79歳」8人(29.6%)、「80-84歳」7人(25.9%)、「70-74歳」6人(22.2%)の順である。

加害者の性別は「男性」19人 (70.4%)、「女性」8人 (29.6%) であり、続柄は、多い順に「息子」11人 (40.7%)、「妻」6人 (22.2%)、「夫」5人 (18.5%)、「娘」3人 (11.1%)、「娘配偶者 (婿) 」1人 (3.7%)、「兄弟姉妹」1人 (3.7%) であった。

# 3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成19年度末の状況を調査 した。全部で13の項目について回答を求め、その結果を表33に示す。

いずれの項目も昨年度より実施率が上昇し、高齢者虐待防止法施行後2年を経過して、体制整備 および取組みが進みつつあることがわかる。

項目ごとの実施率をみると、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の設置」が99.9%、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が98.5%とほとんどの市町村で実施済みとなっている。一方、「関係専門機関介入支援ネットワークの構築への取組」37.3%、「保健医療福祉サービス介入支援ネットワークの構築への取組」38.5%、「独自の対応のマニュアル、業務指針等の作成」39.9%、「老人福祉法の規定による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整」45.2%の4項目が実施率5割を下回っており、平成18年度と同様、地域における高齢者虐待対応に関する関係機関等との調整が必要な項目への取組が低調となっている。

表33 市町村における体制整備等に関する状況(1.816市町村、平成19年度末現在)

		実施済み	未実施	18 実施済み
対応窓口となる部局の設置	市町村数	1,814	2	1,671
	構成割合(%)	99.9	0.1	91.4
対応窓口部局の住民への周知	市町村数	1,789	27	1,230
	構成割合(%)	98.5	1.5	67.3
独自の対応のマニュアル、業務指針等 の作成	市町村数	725	1,091	420
	構成割合(%)	39.9	60.1	22.9
地域包括支援センター等の関係者への 研修	市町村数	1,176	640	827
	構成割合(%)	64.8	35.2	45.2
講演会や広報紙等による住民への啓発 活動	市町村数	1,211	605	810
	構成割合(%)	66.7	33.3	44.3
居宅介護サービス事業者に法について 周知	市町村数	1,243	573	946
	構成割合(%)	68.4	31.6	51.7
介護保険施設に法について周知	市町村数	1,104	712	787
	構成割合(%)	60.8	39.2	43.1
「早期発見・見守りネットワーク」の 構築への取組	市町村数	997	819	706
	構成割合(%)	54.9	45.1	38.6
「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	699	1,117	432
	構成割合(%)	38.5	61.5	23.6
「関係専門機関介入支援ネットワーク」 の構築への取組	市町村数	677	1,139	358
	構成割合(%)	37.3	62.7	19.6
成年後見制度の市区町村長申立への体 制強化	市町村数	1,116	700	922
	構成割合(%)	61.5	38.5	50.4
老人福祉法による措置に必要な居室確 保のための関係機関との調整	市町村数	821	995	730
	構成割合(%)	45.2	54.8	39.9
法に定める警察署長に対する援助要請 等に関する警察署担当者との協議	市町村数	946	870	587
	構成割合(%)	52.1	47.9	32.1

# ● 引用・参考文献

- (1) 高崎絹子 「老年期の家族関係 家族類型と虐待の要因のタイプ」日本女性心身医学雑誌第7 巻第2号
- (2) 一番ケ瀬康子 監修 山田祐子 著 「介護福祉ハンドブック 家族介護と高齢者虐待」
- (3) 多々良紀夫 著 「高齢者虐待 日本の現状と課題-」中央法規出版株式会社
- (4) 小林篤子 「高齢者虐待 実態と防止策」 中公新書
- (5) 金沢市 「高齢者虐待防止マニュアル 高齢者虐待のない社会をめざして」
- (6) 横須賀市 高齢者虐待防止センター「高齢者虐待対応マニュアル (第2版)」~「高齢者虐待かな?」と思ったら~2004
- (7) 奈良県郡山保健所 「高齢者虐待 早期発見と予防のために」13年9月
- (8) アイオア州高齢者問題省 http://www.state.ia.us/elderaffairs/index.html
- (9) 全米高齢者虐待センター http://www.elderabusecenter.org/
- (10) トロントの高齢者のためのアドヴォカシーセンター http://www.advocacycentreelderly.org/
- (11) 財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構「家庭内における高齢者虐待に 関する調査 報告書」2004
- (12) 「高齢者虐待対応マニュアル」 平成17年3月 世田谷区
- (13) 高齢者虐待防止に向けた体制構築のために 東京都高齢者虐待対応マニュアル-東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課 平成 18 年 3 月
- (14) 「高齢者虐待防止対応マニュアル」 平成 18年3月 神奈川県保健福祉部高齢福祉課
- (15) 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」 厚生労働省老健局 平成 18 年 4 月
- (16) 「高齢者虐待対応の手引き〔改訂版〕」 平成19年3月 埼玉県
- (17) 「高齢者虐待防止の手引」 平成19年8月 鹿児島県